| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第２－１ | 第２　業務運営の効率化に関する事項<br>１　一般管理費等の節減 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

２．主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）<br>当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| 研究開発業務 | | | | | | | | |
| 一般管理費［千円］ | 毎年度平均で対前年度比３％の抑制 | 756,480 | 733,786 | 710,453 | 688,273 | 669,664 | | |
| 目標値［千円］※ | | | 733,786 | 711,772 | 690,419 | 669,706 | 649,615 | |
| 業務経費［千円］ | 毎年度平均で対前年度比１％の抑制 | 1,666,373 | 1,516,029 | 1,389,511 | 1,316,351 | 1,786,220 | | ＊Ｒ３～Ｒ６合計<br>実績額 6,008,111<br>目標値 6,500,512 |
| 目標値［千円］※ | | | 1,649,709 | 1,633,212 | 1,616,880 | 1,600,711 | 1,584,704 | |
| **評価指標２に係るもの** | | | | | | | | |
| 水源林造成業務等 | | | | | | | | |
| 一般管理費［千円］ | 毎年度平均で対前年度比３％の抑制 | 234,298 | 225,454 | 220,289 | 213,456 | 207,396 | | |
| 目標値［千円］※ | | | 227,269 | 220,450 | 213,838 | 207,422 | 201,199 | |
| **評価指標３に係るもの** | | | | | | | | |
| 森林保険業務 | | | | | | | | |
| 一般管理費［千円］ | 毎年度平均で対前年度比３％の抑制 | 60,238 | 47,537 | 50,033 | 41,900 | 40,624 | | |
| 目標値［千円］※ | | | 58,431 | 56,678 | 54,978 | 53,328 | 51,728 | |

※　基準値に対して毎年度対前年度比３％又は１％の抑制を行っていく場合の目標値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標とする。<br><br>水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標とする。<br>森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標とする。 | 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制、業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行う。<br>水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。<br>森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響すること |

| | |
|---|---|
| | を踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行う。 |

| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
|---|---|
| 評価の視点 | 評価指標 |
| **＜評価の視点１＞**<br>・業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。<br>**＜評価の視点２＞**<br>・水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。<br>**＜評価の視点３＞**<br>・森林保険業務に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 | **（評価指標１）**<br>・一般管理費節減状況、業務経費節減状況<br>**（評価指標２）**<br>・水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費節減状況<br>**（評価指標３）**<br>・一般管理費節減状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| | ＜主要な業務実績＞ | 評定　B |
| **第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**<br>**１　一般管理費等の節減** | | ＜評定と根拠＞<br>総合的に勘案し、第２－１に係る自己評価は「B」とする。<br>一般管理費及び業務経費について、事務経費の節減、省エネ対策の継続した取組、予算の適正な管理等により、前年度に引き続き節減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。 |
| 研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）及び業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 | **研究開発業務**<br>**（評価指標１）**<br>**・一般管理費節減状況、業務経費節減状況**<br>運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加されるもの、拡充分等を除く）の一般管理費及び業務経費については、共同調達や一括調達による調達金額の節減、冷暖房時間短縮等の省エネ対策等による経費の節減に継続して取り組むことにより、節減を図った。<br>この結果、一般管理費及び業務経費を毎年度対前年度比３％と１％の抑制を行っていく場合の目標値（一般管理費 669,706 千円・業務経費は繰越可能なため R３～６年度合計 6,500,512 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％と１％の節減を達成した。 | 一般管理費について、調達金額の削減、更なる省エネ対策、予算の適正な管理等により、前年度に引き続き削減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。 |
| 水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 | **水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた業務**<br>**（評価指標２）**<br>**・一般管理費節減状況**<br>一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く）については、一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。<br>この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（207,422 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。 | 一般管理費について、調達金額や事務経費の削減、予算の適正な管理等により、前年度に引き続き削減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。 |
| 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するも | **森林保険業務**<br>**（評価指標３）**<br>**・一般管理費節減状況**<br>一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く）については、 | 一般管理費について、調達金額や事務経費の削減、予算の適正 |

| | | |
|---|---|---|
| のであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 | 一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。<br>この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（53,328 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。 | な管理等により、前年度に引き続き削減に取り組んだ結果、当初計画の内容を達成した。<br><br>＜課題と対応＞<br>引き続き機構における円滑な業務運営を確保しつつ、必要な経費の節減を図る。 |
| 主務大臣による評価 | | 評定　B |
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第２－２ | 第２　業務運営の効率化に関する事項<br>２　調達の合理化 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

| 2．主要な経年データ | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標等 | 達成目標 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報） |
| **評価指標２に係るもの** | | | | | | | |
| 契約監視委員会の開催［回］ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | |

| 3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 中長期目標 | 中長期計画 |
| 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 | 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。 |
| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
| 評価の視点 | 評価指標 |
| ・毎年度策定する「調達等合理化計画」を踏まえ、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を確実に実施しているか。<br>・契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進しているか。 | １　各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標<br>２　契約監視委員会を年２回以上適時行っていること。 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| **第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**<br>**２　調達の合理化**<br>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。 | ＜主要な業務実績＞<br><br>**（評価指標）**<br>**１　各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標**<br>**（１）令和６年度の調達等合理化計画の策定**<br>調達等合理化委員会を開催して、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を策定した。<br><br>**（２）調達等合理化計画に基づいて重点的に取り組む分野における調達の改善**<br>**ア　研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達**<br>研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から令和６年度においても引き続き①～③の取組を行うことで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。<br>①　単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。<br>【調達手続きの簡素化と納期の短縮】<br>単価契約の対象品目の見直しを行い、調達依頼の提出があってから納品までに要する期間を通常の物品調達の場合と比較して２週間程度短縮するなど、調達手続の簡素化を図った。<br>②　物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。<br>【調達手続きに要する事務量の節減】 | 評定：B<br><br>＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから総合的に勘案し、第２－２に係る自己評価は「B」とする。<br><br>・調達等合理化計画を策定し、これに基づき重点的に取り組む分野における調達の改善として、以下を実施した。<br><br>・単価契約、共同調達、一括調達、複数年契約等の取組を継続的に行うことにより、公正性・透明性を確保し、合理的な調達と事務の軽減に効果があった。<br>・共同調達、一括調達については、推進を図るべく、会議等において周知検討を行った。<br>・ワークフローシステム等を利用することにより、決裁時間を短縮し、より効率的に業務を行う環境が整った。 |

農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）及び国際農林水産業研究センター（JIRCAS）との共同調達を引き続き実施するとともに、支所等においても地域農業研究センターと共同調達を実施するなど、調達手続に要する事務の軽減を図った。

・共同調達件数： 65 件（R５年度 66 件）

③　複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。

【調達手続きに要する事務量の節減】

施設の保守管理業務、自動車・複写機の借上げ等を複数年契約に移行することにより、調達手続に要する事務の軽減を図った。

・複数年契約： 99 件（R５年度 93 件）

また、ワークフローシステム等の簡易決裁を利用し、調達事務の効率化を図ったことにより、以下の案件について決裁時間の短縮を図ることができた。

・臨時検査員発令簿、指名停止一覧、英文校閲（業者指定）の発注

**イ　一者応札・応募の改善**

一者応札・応募の改善を図るため、令和６年度においても、以下の取組を行うことにより、競争性の確保等に努めた。

①　入札審査委員会による事前審査の実施

【審査件数】

入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。

・入札審査委員会による審査件数：研究開発業務 118 回 176 件（R５年度 100 回 155 件）、水源林造成業務等 45 回 93 件（R５年度 49 回 101 件）、森林保険業務 3 回３件（R５年度２回２件）

②　調達見通しを早期にウェブサイトで公表

【公表件数】

年間の調達見通し一覧を作成してウェブサイトで公表する取組について、公表時期を早めて実施した。

・ウェブサイトでの公表件数：研究開発業務 142 件（R５年度 122 件）、水源林造成業務等 104 件（R５年度 101 件）、森林保険業務 3 件（R５年度３件）の発注見通しをウェブサイトで公表した。

・見積合わせについても、ウェブサイトで公表する取組を継続して実施した。

③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析

【アンケート実施件数】

入札説明書受領者へのアンケートにより、仕様書における競争性確保のための条件等について分析し、機器の性能範囲などについて可能な範囲で緩和するとともに、入札参加資格等級を拡大するなど次回の同種案件への参考とした。

・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を聴き取り等により調査を行った。研究開発業務 43 件（R5 年度 58 件）、水源林造成業務等 9 件（R５年度 15 件）、森林保険業務 0 件（R5 年度０件）

④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施、及び契約履行における参考資料の閲覧

【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】

令和６年度も引き続きウェブサイト上から仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境作りに努めた。また、応札資料の送付について、電子メールでの依頼にも対応した。

・仕様書等アップロード実施件数：研究開発業務 163 件（R５年度 156 件）、水源林造成業務等 72 件（R５年度 81 件）、森林保険業務 4 件（R５年度４件）

・仕様書等のダウンロード件数：研究開発業務 15,079 件（R５年度 9,659 件）、水源林造成

・一者応札の改善については、入札審査委員会における仕様書内容の審査、調達見通し一覧のウェブサイトへの公表時期の早期化、ウェブサイトからの仕様書のダウンロードを可能とする仕組みを継続して行うとともに、電子メールによる応札資料の送付依頼にも対応し、応札者が応札しやすい環境を整備できた。

・入札説明書受領者へのアンケートの結果に基づき、物品購入においては、仕様書における機器の規格について可能な範囲で緩和するとともに、入札参加資格の緩和や、十分な契約準備期間の確保などの対応によって入札を阻害する要因を減らすことを継続して実施し、応札しやすい環境を整備できた。

| | | |
|---|---|---|
| | 業務等 1,083 件（R５年度 1,523 件）、森林保険業務 585 件（R５年度 602 件）<br>⑤ 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知<br>【仕様書の作成】<br>仕様書作成過程において、職員に対し、打合せ等により業務内容を明確に記載するとともに、仕様書の書きぶりを揃えること、規格等を必要最低限の内容で作成するなどにより周知した。 | ・仕様書作成の過程において、作成における注意点の共有が図れ、入札審査委員会へ提案する明確かつ必要最低限の仕様作成ができた。 |
| | **ウ　特例随意契約の導入**<br>【特例随意契約による調達手続きの導入】<br>「国立研究開発法人の調達に係る事務について（R３年２月 26 日内閣総理大臣、総務大臣決定）」に基づき、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう関係規程の整備のほか事務マニュアル作成、調達情報ウェブサイトの改修を行い、「国立研究開発法人特例随意契約」制度を導入した。導入後における対象となる調達案件については、公正性を確保しつつ積極的に本制度を適用し、調達を行った。（R６年度 15 件） | ・対象となる調達案件については、公正性を確保しつつ積極的に特例随意契約制度を適用し、一般競争入札方式に比べ調達に要する期間短縮が図られた。 |
| | **（３）調達に関するガバナンスの徹底**<br>調達に関するガバナンスの徹底を図るため、引き続き以下の取組を行った。 | ・以下により、検収方法の徹底、研究費の不正使用の防止に向けた取組の徹底を図った。 |
| | **ア　検収の徹底**<br>【監査室による点検実績等】<br>検収体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は全て検収担当職員が検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成した。検収の徹底状況について内部監査を実施した。 | ・検収担当職員が全ての検収を行うとともに、納品から支払まで迅速に行うことができた。<br>・内部監査により検収方法の徹底状況や物品の使用状況について、適切に実施していることが確認された。 |
| | **イ　研究費執行マニュアルの改定等**<br>【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】<br>「研究費の使用に関するハンドブック」を改定した（R６年４月１日及びR６年 10 月１日改定）。<br>また、以下について、最新の状況を踏まえ注意点の追加等の改定を行い、不正防止に関する教育研修及び事務説明会を開催（R６年７月 31 日、参加者 1,048 名）するとともに、e ラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。<br>なお、８月以降の採用者等について研修を随時実施し、令和６年度も全役職員を対象に実施した。<br>・公的研究費等の不正防止に向けて（R６年７月改定）<br>・公的研究費の事務手引き（R６年７月 12 日改定）<br>・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（R６年７月 22 日改定）<br>・「農林水産研究委託事業」に係る事務手引きについて（R３年１月版）<br>・「生研支援センター委託事業」に係る事務手引きについて（R４年７月版） | ・研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定するとともに調達担当職員及び研究員に対する研修を実施することにより、不正と思われる事案の指摘はなかった。 |
| | **ウ　コンプライアンス・ハンドブックの改定等**<br>【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】<br>「コンプライアンス・ハンドブック」を改定し（R６年４月版）、新規採用者研修において「コンプライアンス・ハンドブック」をテキストとして講義を実施し、職員に周知した。<br>また、発注事務の的確な実施に当たり入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解を深めるため、発注事務を担当する役職員（非常勤職員を含む）を対象に「発注者綱紀保持に関する研修」（R６年 11 月 18 日、参加者 478 名）を実施した。 | ・研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために、コンプライアンス・ハンドブックを活用しながら研修等で周知し意識の向上を図ることができた。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **エ　随意契約審査委員会による点検**<br>【随意契約審査委員会による事前点検実績等】<br>随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 | ・審査を実施するに当たり、随意契約理由や競争による契約の可否について事前に点検を行い、委員会で審査を行うことで適切に契約を行うことができた。 |
| また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。 | **2　契約監視委員会を年２回以上適時行っていること**<br>外部有識者を含む契約監視委員会を２回開催し、調達等合理化計画の策定案、随意契約及び一者応札・応募案件の状況について審査を行い、透明性、公平性が確保されていることを確認した。また、特例随意契約制度実施に伴う規程の整備、適用案件の事前承認について審査した。<br>契約監視委員会：２回開催（第１回 R６年５月31日、第２回 R６年12月18日） | ・契約監視委員会による審査により調達におけるガバナンスを徹底した。<br>・なお、一者応札については、上記１－（２）イのような取組を行い改善の可能性の把握を行った。 |
| なお、特例随意契約方式については、研究開発用物品等における調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、ガバナンスの強化を図り、公正性を確保しつつ、積極的に活用する。 | 「国立研究開発法人の調達に係る事務について（R３年２月26日内閣総理大臣、総務大臣決定）」に基づき、研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう関係規程の整備のほか事務マニュアル作成、調達情報ウェブサイトの改修を行い、「国立研究開発法人特例随意契約」制度を導入した。導入後における対象となる調達案件（R６年度15件）については、公正性を確保しつつ積極的に本制度を適用し、調達を行った。 | ・対象となる調達案件については、公正性を確保しつつ積極的に特例随意契約制度を適用し、一般競争入札方式に比べ調達に要する期間短縮が図られた。<br><br>＜課題と対応＞<br>引き続き、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第２－３ | 第２　業務運営の効率化に関する事項<br>３　業務の電子化 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

2．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| 事務手続の電子化状況 | － | － | 電子決裁を含めた文書管理システムを導入 | 財務会計システムの更新に着手 | 水源林造成業務に係る事務処理のシステム化を推進 | ネットワークスイッチ更新等によるセキュリティ強化 | | |

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| 国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努める。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。 | 国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、電子決裁を含めた文書管理システムの本格的導入や水源林造成業務に係る各種手続のオンライン化、森林保険業務に係るタブレット端末向けの損害調査システムの実用化等により、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。 |

主な評価軸（評価の視点）、指標等

| 評価の視点 | 評価指標 |
|---|---|
| ・電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図っているか。<br>・電子化による労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。 | １　事務手続の電子化状況<br>２　テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| **第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**<br>**３　業務の電子化**<br>新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）の導入例を参照し、水源林造成業務に係るオンラインシステムの周知等、森林保険業務に係る UAV によるリモートセンシング技術の活用手法の開発等、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。 | ＜主要な業務実績＞<br><br>**（評価指標）**<br>**１　事務手続の電子化状況**<br>電子化による業務の効率化を推進するために以下の取組を行った。<br>・イントラネットを活用し、情報交換を効率化・ペーパーレス化した<br>・ウェブ開催と資料の電子化により、会議をペーパーレス化した<br>・グループウエアのワークフロー機能（ウェブ上で承認等手続きができるシステム）を活用し、新たに裁量労働制の申請や原著論文登録申請など各種申請等を電子化した<br><br>**【研究開発業務】**<br>人事給与システムを更新するに当たり、所要経費と必要なシステムの要件定義などを詳細に検討し、コストを抑えつつ必要な更新を実施することを最優先とした方法で行うことを決定し、必要な費用について予算要求を行った。 | 評定　B<br>＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから総合的に勘案し、第２－３に係る自己評価は「B」とする。<br><br>機構全体として、各種会議等のペーパーレス化を推進し、新たにワークフローを活用した電子申請を拡大するなど、業務の電子化に取り組み、効率化を図った。現状の問題点や改善点等の整理、業務の効率化を図るため、次期人事給与システム要件定義等を踏まえ、必要な費用について予算確保を図った。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 【水源林造成業務】<br>水源林造成業務に係るオンラインシステムについて、造林者に対して会議での周知や対面での操作指導を継続的に実施するとともに、ウェブサイトにてマニュアル及び解説動画を更改した。 | 水源林造成業務に係るオンラインシステムの更なる周知を図った。 |
| | 【森林保険業務】<br>損害調査の効率化や、調査データの電子化を促進するため、UAV（ドローン）による損害調査データの収集と分析を進め、画像データのロスを減らす撮影条件についてのデータを整理した。 | 森林保険業務において、UAV（ドローン）による損害調査データの収集と分析を更に推進した。 |
| また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。 | 研究開発業務の基幹ネットワークにおいて、ネットワークスイッチの更新に伴い、無線ネットワーク接続に係る認定方式を、政府統一基準に則りIEEE802.1Xへ強化するとともに、無線接続機器に関しては研究情報科による一括管理方式にすることにより、セキュリティを強化した。<br>さらに水源林造成業務及び森林保険業務においては、業務の効率化を図るため、ノート型PC端末の導入や会議室への無線LANの設置等により、会議・業務のペーパーレス化や外出先・在宅時の効率的な業務環境の整備を実施した。 | 研究開発業務において、ネットワークスイッチの更新に伴い、接続に係る認定方式の見直しや接続機器を一括管理するなど、セキュリティ強化を図った。<br>水源林造成業務及び森林保険業務において、ネットワークの充実による業務の効率化を図った。 |
| さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。 | 研究情報科が機構のPMO（Portfolio Management Office）として情報資産管理、ドメイン管理、情報システムに係る文書管理を行ったほか、非常時対応に備えた。 | デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（R3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの整備及び管理の円滑化を図った。 |
| これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。 | **2　テレワーク等の多様な勤務形態の実施状況**<br>・ワークライフ・マネジメント（働きながら仕事と私生活の時間管理）を推進するため、家庭と業務を両立する手段として、在宅勤務制度を活用しており、今年度は在宅勤務実施者の経済的負担増へ配慮することを目的として、在宅勤務手当の新設に係る検討を開始した。<br>・新型コロナウイルス感染症の拡大以降からウェブでの会議が主流となり、在宅勤務制度の手続きの簡略化や対象職員の拡大とも相まって、在宅勤務実施率は増加傾向となった。<br>在宅勤務実施者数は284人（R5年度：288人）<br>在宅勤務実施率は24.2%（R5年度：23.9%）<br><br>令和6年度の在宅勤務の実施状況<br>（実施者数）　（職員数）　（実施者率）<br>研究開発業務　215人（222人）　／　750人（777人）　28.7%（28.6%）<br>水源林造成業務　61人（60人）　／　389人（390人）　15.7%（15.4%）<br>森林保険業務　8人（6人）　／　35人（36人）　22.9%（16.7%）<br>※　職員数：期末の在宅勤務規程適用対象職員（常勤職員、森林総研特別研究員、事業専門員、契約職員）<br>※　（　）書きは、令和5年度の数値である。 | 多様な働き方を支援するため、在宅勤務実施者の経済的負担に配慮し、在宅勤務手当の新設に係る検討を開始した。<br>また、在宅勤務の拡大は今後新たな感染症の流行や自然災害が発生した際にも役立つ。これらにより更なる業務運営の基盤強化を図った。<br><br><課題と対応><br>事務手続の電子化を更に推進するとともに、多様で柔軟な労働環境を確保するため、制度や周辺機器の整備を進める。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 主務大臣による評価 | | 評定 | B |
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第３－１ | 第３　財務内容の改善に関する事項<br>１　研究開発業務 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329 |

２．主要な経年データ

| 指標等 | | 達成目標 | 基準値（※１） | | ３年度 | | ４年度 | | ５年度 | | ６年度 | | ７年度 | | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標３に係るもの** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外部研究資金の実績（［件］、［百万円］）※２ | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 総計 | | | 191 | 1,407 | 209 | 1,261 | 229 | 1,480 | 234 | 1,584 | 236 | 1,793 | | | |
| 内訳 | 政府受託 | | 10 | 343 | 9 | 407 | 13 | 536 | 11 | 340 | 15 | 411 | | | |
| | その他の受託研究 | | 30 | 559 | 25 | 330 | 26 | 339 | 25 | 675 | 23 | 669 | | | |
| | 助成研究 | | 10 | 13 | 10 | 15 | 6 | 10 | 16 | 18 | 11 | 28 | | | |
| | 科学研究費助成事業 | | 131 | 365 | 154 | 392 | 163 | 452 | 166 | 452 | 169 | 499 | | | |
| | 研究開発補助金 | | 10 | 127 | 11 | 117 | 21 | 144 | 16 | 99 | 18 | 184 | | | |
| 政府受託の実績（［件］、［百万円］） | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 総計 | | | 10 | 343 | 9 | 407 | 13 | 536 | 11 | 340 | 15 | 411 | | | |
| 内訳 | 林野庁 | | 2 | 51 | 2 | 50 | 4 | 66 | 3 | 61 | 7 | 93 | | | |
| | 農林水産技術会議 | | 7 | 274 | 6 | 337 | 7 | 430 | 7 | 258 | 7 | 299 | | | |
| | 環境省 | | 1 | 19 | 1 | 20 | 2 | 39 | 1 | 20 | 1 | 20 | | | |
| | 食料産業局 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 競争的資金等への応募件数と新規採択件数［件］※3 | | | 応募 | 新規採択 | 応募 | 新規採択 | 応募 | 新規採択 | 応募 | 新規採択 | 応募 | 新規採択 | 応募 | 新規採択 | |
| 総数 | | | 204 | 47 | 222 | 59 | 206 | 60 | 241 | 51 | 207 | 58 | | | |
| 内訳 | 科学研究費助成事業 | | 183 | 42 | 195 | 53 | 184 | 51 | 220 | 48 | 195 | 57 | | | |
| | 研究活動スタート支援 | | 2 | 1 | 8 | 4 | 8 | 4 | 6 | 2 | 1 | 0 | | | |
| | 科学技術振興機構（JST） | | 5 | 1 | 3 | 1 | 4 | 0 | 5 | 0 | 2 | 1 | | | |
| | 環境研究総合推進費 | | 4 | 2 | 11 | 0 | 7 | 1 | 7 | 1 | 7 | 0 | | | |
| | 地球環境保全等試験研究費 | | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | イノベーション創出強化研究推進事業 | | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | | | |
| **評価指標４に係るもの** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特許料、入場料等の自己収入実績［百万円］ | | | | 収入実績 | | 収入実績 | | 収入実績 | | 収入実績 | | 収入実績 | | 収入実績 | |
| 総計 | | | － | 29 | － | 35 | － | 41 | － | 41 | － | 38 | － | | |
| 内訳 | 依頼出張経費 | | － | 14 | － | 16 | － | 20 | － | 19 | － | 16 | － | | |
| | 入場料 | | － | 0 | － | 5 | － | 7 | － | 4 | － | 1 | － | | |
| | 鑑定・試験業務 | | － | 2 | － | 3 | － | 4 | － | 4 | － | 8 | － | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 林木育種 | | － | 10 | － | 7 | － | 7 | － | 9 | － | 10 | － | | |
| | 財産賃貸収入 | | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － | | |
| | 特許料 | | － | 2 | － | 3 | － | 2 | － | 4 | － | 2 | － | | |
| **評価指標５に係るもの** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設利用料の収入実績（百万円） | | | － | 0 | － | 0 | － | 0 | － | 0 | － | 0 | － | | |

※１　前中長期目標期間の最終年度の値
※２　代表課題のみ。
※３　代表課題のみ。応募から採択までの間に年度をまたぐ場合があるため、新規採択件数は当年度開始の課題数であり、前年度応募された件数を含む。

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 中長期目標 | 中長期計画 |
| 独立行政法人会計基準（平成 12 年２月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和２年３月 26 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。<br>一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。<br>また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。 | 「第３　業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。<br>**１　研究開発業務**<br>運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。<br>また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。<br>さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。<br><br>**短期借入金の限度額**<br>13 億円<br>（想定される理由）<br>運営費交付金の受入の遅延等に対応するため<br><br>**剰余金の使途**<br>剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。<br><br>**積立金の処分**<br>前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。 |
| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
| 評価の視点 | 評価指標 |
| ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それに従って運営されているか。<br><br>・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。 | １　予算配分方針と実績<br>２　セグメント情報の開示状況<br><br>３　外部研究資金の実績<br>４　特許料、入場料等の自己収入実績<br>５　施設利用料の収入実績 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | B |

| | | |
|---|---|---|
| **第３　予算、収支計画及び資金計画**<br>「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。 | | ＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから、第３－１に係る自己評価は「B」とする。 |
| **１ 研究開発業務**<br>運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。 | **（評価指標）**<br>**１　予算配分方針と実績**<br>中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業のまとまりとして、その下に設定された戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を行った。 | 中長期目標に定められた戦略課題を収益化単位として業務ごとの予算と実績管理を適切に実施した。 |
| また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。 | **（評価指標）**<br>**２　セグメント情報の開示状況**<br>中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、令和６年度財務諸表にセグメント情報を開示した。 | 適切にセグメントを設定し、財務諸表にセグメント情報を開示した。 |
| さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。 | **（評価指標）**<br>**３　外部研究資金の実績**<br>・外部研究資金の獲得を促進するため、応募情報を整備して周知を図るとともに、科学研究費助成事業応募者のうち希望者の応募原稿に対して科学研究費獲得経験豊富な研究員によるわかりやすさなどのチェックを行った。<br>・令和６年度外部研究資金は令和５年度と比べて政府受託、助成研究、科学研究費助成事業、研究開発補助金の項目で増加し、合計額（1,793 百万円）も令和５年度（1,584 百万円）を上回った。<br>・林野庁の委託事業が新たに３課題採択されたほか、令和５年度に採択されたスギ花粉対策に関連した林野庁補助事業開始により研究開発補助金が 93 百万円に増加した。<br>・令和５年度に科学研究費助成事業への応募数が増加し、さらに大型資金への応募に向けたセミナーを開催した影響もあり、基盤研究Ａの採択が大幅に増加した（４課題、合計 64 百万円）。<br>・外部資金勘定には含まれないが、内閣府「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）」の課題が採択された（R６年度予算：154 百万円、交付金による支給）。 | 外部研究資金の獲得については、農林水産技術会議の委託プロジェクトが開始されたほか、林野庁補助事業が開始されたこと、また科学研究費助成事業の基盤研究Ａで４件の採択があったことで増加した。 |
| | **（評価指標）**<br>**４　特許料、入場料等の自己収入実績**<br>・依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。<br>・特許実施料の拡大のため、知財マネジメントに関するセミナーを開催し権利化等に関する知識の蓄積に取り組んだ。<br>・苗木配布等による収入や、当機構の土地と建物の利用料といった財産賃貸収入等の自己収入を獲得した。<br>・多摩森林科学園は、令和２年度は台風被害により全期間閉鎖したが、令和３年４月から有料公開を再開した。令和５年度の途中までは入場者数が回復傾向にあったが、令和６年２月の大雪によってサクラ保存林内で多数の倒木が発生したため、同年２月20日から令和７年３月まで部分開園となった。そのため、令和６年度の収入は 1,142 千円にとどまった。 | 特許料等の自己収入の拡大に向けて積極的に取り組んだ。 |

| | | |
|---|---|---|
| | **（評価指標）**<br>**5　施設利用料の収入実績**<br>・施設利用料の収入実績は、財産賃貸収入の一部として建物利用料を計上しており、業務に支障の無い範囲で実験室を賃貸し、利用料を得た。 | 施設利用料収入については、業務に支障の無い範囲で実験室の賃貸を実施した。 |
| **短期借入金の限度額**<br>13 億円<br>（想定される理由）<br>運営費交付金の受入の遅延等に対応するため | **6　短期借入金の限度額**<br>該当なし。 | |
| **剰余金の使途**<br>剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。 | **7　剰余金の使途**<br>該当なし。 | |
| **積立金の処分**<br>前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。 | **8　積立金の処分**<br>前中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、現中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産（研究用機器等）の減価償却に要する費用等に 8,880 千円を充当し、収支の均衡を図った。 | |
| | | ＜課題と対応＞<br>令和６年度は、科学研研費や林野庁委託事業、補助事業の外部研究資金を獲得し、令和６年度の代表課題の総計は前年度より増加し 1,793 百万円であった。加えて BRIDGE 等の大型資金も獲得した。次年度も、引き続き適切な対策を講じ、外部研究資金の獲得を促していく必要がある。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|

＜評定に至った理由＞
自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。

| ４．その他参考情報 |
|---|

（単位：百万円、％）

| | ３年度末<br>（初年度） | ４年度末 | ５年度末 | ６年度末 | ７年度末<br>（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中（長）期目標期間繰越積立金 | 104 | 65 | 43 | 34 | |
| 目的積立金 | － | － | － | － | |
| 積立金 | 90 | 77 | 56 | 215 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| その他の積立金等 | － | － | － | － | |
| 運営費交付金債務 | 287 | 675 | 1,230 | 1,182 | |
| 当期の運営費交付金交付額（a） | 10,449 | 10,276 | 10,200 | 10,804 | |
| うち年度末残高（b） | 287 | 675 | 1,230 | 1,182 | |
| 当期運営費交付金残存率（b÷a） | 2.75% | 6.57% | 12.06% | 10.94% | |

（注１）平成30年３月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注２）最終年度における「前期中（長）期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注３）「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される。）。
（注４）「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第３－２ | 第３　財務内容の改善に関する事項<br>２　水源林造成業務等 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003347、003351 |

2．主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値（※１） | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金の償還額［百万円］（水源林造成事業） | 448億円/5年 | 14,919 | 9,602 | 9,344 | 9,112 | 8,655 | | |
| 長期借入金の償還額［百万円］（特定中山間保全整備事業等） | 112億円/5年 | | 3,619 | 2,770 | 2,265 | 1,689 | | |
| 立木の販売面積［ha］ | 上限　74,000 ha/5年 | 2,687 | 2,764 | 2,610 | 2,532 | 2,423 | | |
| 積立金の処分額［百万円］（水源林勘定） | － | － | 345 | 375 | 525 | 587 | | |
| 積立金の処分額［百万円］（特定地域整備等勘定） | － | － | 68 | 52 | 52 | 49 | | |

※１　前中長期目標期間の最終年度値

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| １　水源林造成業務<br>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和３年４月１日から令和８年３月31日）中に長期借入金について448億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。<br><br>２　特定中山間保全整備事業等<br>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和３年４月１日から令和８年３月31日）中に長期借入金について112億円を確実に償還する。 | ○　予算、収支計画及び資金計画<br>１　水源林造成業務<br>当期中長期目標期間中に長期借入金について448億円を確実に償還する。<br>また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。<br><br>２　特定中山間保全整備事業等<br>当期中長期目標期間中に長期借入金について112億円を確実に償還する。<br><br>○　短期借入金の限度額<br>特定中山間保全整備事業等<br>９億円<br>（想定される理由）<br>一時的な資金不足<br><br>○　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画<br>水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。<br>（計画対象面積の上限）74,000ha<br><br>○　剰余金の使途<br>１　水源林勘定 |

| | |
|---|---|
| | 剰余金は、借入金利息等に充当する。<br>2　特定地域整備等勘定<br>剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。<br><br>○　積立金の処分<br>1　水源林勘定<br>前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。<br>2　特定地域整備等勘定<br>前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。 |

| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
|---|---|
| 評価の視点 | 評価指標 |
| 1　水源林造成業務<br>・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。<br>・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。<br>・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。<br>2　特定中山間保全整備事業等<br>・当期中長期目標期間中に長期借入金について確実に償還しているか。<br>・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 | 1　水源林造成業務<br>・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額<br>・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表<br>・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。<br><br>2　特定中山間保全整備事業等<br>・当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額<br>・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っていること。 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| | ＜主要な業務実績＞ | 評定　B |
| **第３　予算、収支計画及び資金計画<br>２　水源林造成業務** | | ＜評定と根拠＞<br>水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等について、長期借入金の償還を計画どおり実施し、一般管理費の削減目標も達成したことなどから、第３－２に係る自己評価は「B」とする。 |
| ○　予算、収支計画及び資金計画<br>長期借入金については、8,655百万円を確実に償還する。 | **（評価指標）**<br>**1　水源林造成業務**<br>**（1）当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額**<br>長期借入金については、中長期計画に基づき、着実に償還した。<br>【令和６年度長期借入金償還実績】　（単位：百万円）<br>業　務 ｜ 長期借入金償還元金<br>水源林造成業務 ｜ 8,655 | 長期借入金については、計画どおり、着実に償還した。 |
| また、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。<br>また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。 | **（2）債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表**<br>水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還がなされていく見込みであることが、確認された。なお、試算結果等については、８月30日にウェブサイト上に公表した（https://www.green.go.jp/zaito/pdf/kariirekin_syokan.pdf?221027）。<br><br>**（3）業務の効率化を踏まえた予算の作成及び運営**<br>一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進等を図った。 | また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされていく見込みであることを確認し、試算結果等について公表した。<br><br>一般管理費について、事務経費の節減、予算の適正な管理を行う等により、前年度に引き続き節減に取り組ん |

| | | |
|---|---|---|
| | この結果、毎年度対前年度比３％の抑制を行っていく場合の目標値（207,422 千円）を下回り、中長期計画に掲げた節減目標である毎年度平均で対前年度比３％の節減を達成した。 | だ結果、当初計画の内容を達成した。 |
| ○　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画<br>水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。<br>（計画対象面積の上限）<br>14,800ha | ○　不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画<br>水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、計画対象面積の範囲内で適正な処理を行った。 | 不要財産以外の重要な財産の譲渡について、計画の限度の範囲内で処理を行った。 |
| ○　剰余金の使途<br>剰余金は、借入金利息等に充当する。 | ○　剰余金の使途<br>該当なし。 | 剰余金を使っていないことから、評価すべき点はなかった。 |
| ○　積立金の処分<br>前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。 | ○　積立金の処分<br>前中長期目標期間繰越積立金 1,259,718 千円のうち、586,606 千円を借入金利息等に充てた。 | 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当し、適正な処分を行った。 |
| **4　特定中山間保全整備事業等**<br>○　予算、収支計画及び資金計画<br>長期借入金については、1,689 百万円を確実に償還する。<br>（内訳）<br>特定中山間保全整備事業等<br>831 百万円<br>緑資源幹線林道事業<br>858 百万円 | **2　特定中山間保全整備事業等**<br>**（1）当期中長期目標期間中（各年度）の償還計画に対する長期借入金の償還額**<br>長期借入金の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、計画の負担金等を全額徴収したことにより、長期借入金を着実に償還した。<br>【令和６年度長期借入金償還実績】　（単位：百万円）<br>業　務 ／ 長期借入金償還元金<br>特定中山間保全整備事業等 ／ 831<br>緑資源幹線林道事業 ／ 858<br>計 ／ 1,689 | 長期借入金の償還原資である負担金等を計画どおり確実に徴収し、長期借入金を着実に償還した。 |
| ○　短期借入金の限度額<br>９億円<br>（想定される理由）<br>一時的な資金不足 | **（2）業務の効率化を踏まえた予算の作成及び運営**<br>○　短期借入金の限度額<br>該当なし。 | 短期借入金の借入を行っていないことから、評価すべき点はなかった。 |
| ○　剰余金の使途<br>剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。 | ○　剰余金の使途<br>該当なし。 | 剰余金を使っていないことから、評価すべき点はなかった。 |
| ○　積立金の処分<br>前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。 | ○　積立金の処分<br>前中長期目標期間繰越積立金 1,113,622 千円のうち、48,983 千円を負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充てた。 | 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。 |
| | | ＜課題と対応＞ |

| | | |
|---|---|---|
| | | 引き続き、財務内容の改善を図るため、長期借入金の着実な償還など事務手続を適正に処理していく必要がある。 |
| 主務大臣による評価 | 評定 | B |

＜評定に至った理由＞
自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。

## 4．その他参考情報

①　水源林勘定

（単位：百万円、%）

| | 3年度末（初年度） | 4年度末 | 5年度末 | 6年度末 | 7年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中（長）期目標期間繰越積立金 | 2,159 | 1,785 | 1,260 | 673 | |
| 目的積立金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 積立金 | 897 | 1,670 | 2,389 | 3,072 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| その他の積立金等 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 運営費交付金債務 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期の運営費交付金交付額（a） | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| うち年度末残高（b） | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期運営費交付金残存率（b÷a）［%］ | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（注1）平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注2）最終年度における「前期中（長）期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注3）「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される）。
（注4）「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

②　特定地域整備等勘定

（単位：百万円、%）

| | 3年度末（初年度） | 4年度末 | 5年度末 | 6年度末 | 7年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中（長）期目標期間繰越積立金 | 1,218 | 1,166 | 1,114 | 1,065 | |
| 目的積立金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 積立金 | 86 | 151 | 180 | 208 | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| その他の積立金等 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 運営費交付金債務 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期の運営費交付金交付額（a） | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| うち年度末残高（b） | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期運営費交付金残存率（b÷a）［%］ | 0 | 0 | 0 | 0 | |

（注1）平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。
（注2）最終年度における「前期中（長）期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中（長）期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。
（注3）「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載（最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中（長）期目標期間に繰り越される）。
（注4）「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第３－３ | 第３　財務内容の改善に関する事項<br>３　森林保険業務 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | |

２．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（※１） | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険料収入［千円］ | － | 1,811,900 | 1,721,456 | 1,701,675 | 1,693,579 | 1,591,160 | | |
| うちⅠ齢級の額［千円］ | － | 166,984 | 162,081 | 173,451 | 182,428 | 168,913 | | |

※１　前中長期目標期間の最終年度の実績値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| **（１）積立金の規模の妥当性の検証**<br>外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。<br>その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。<br>**（２）保険料収入の安定確保に向けた取組**<br>森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。 | 「第３　業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。<br>**３　森林保険業務**<br>**（１）積立金の規模の妥当性の検証**<br>外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。<br>その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。<br>**（２）保険料収入の安定確保に向けた取組**<br>森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。 |

主な評価軸（評価の視点）、指標等

| 評価の視点 | 評価指標 |
|---|---|
| **＜評価の視点１＞**<br>・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。<br>**＜評価の視点２＞**<br>・森林保険業務の安定的な運営に向け、中長期目標の第３の３（２）に基づく効果的な加入促進等による保険料収入の安定確保に向けた取組を行っているか。 | **（評価指標１）**<br>１　毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。<br>**（評価指標２）**<br>１　中長期目標の第３の３（２）制度の普及と加入促進に準じた内容<br>２　保険料収入の額及びうちⅠ齢級の額 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| **第３　予算、収支計画及び資金計画<br>３　森林保険業務** | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | B |
| | | ＜評定と根拠＞<br>計画事項については、確実に実施したことを総合的に勘案し、第３－３に係る自己評価は「B」とする。 | |

| | | |
|---|---|---|
| **（１）積立金の規模の妥当性の検証**<br>外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。<br>その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 | **（評価指標１）**<br>**1　毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告していること。**<br>外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性について客観的なデータに基づき検証を行った。その結果、「森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とは言えない」との検証結果を取りまとめ、3月21日付けで農林水産大臣に報告を行った。 | 外部有識者を含めた統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告した。 |
| **（２）保険料収入の安定確保に向けた取組**<br>森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。 | **（評価指標２）**<br>**1　中長期目標の第３の３（２）制度の普及と加入促進に準じた内容**<br>中長期目標の第３の３（２）制度の普及と加入促進の業務実績２及び３を参照。<br><br>**2　保険料収入の額及びうちⅠ齢級の額**<br>近年、新植造林面積が増加傾向（H27：19千ha→H30：22千ha→R4：24千ha）の中、Ⅰ齢級は森林保険における事故率が高く、加入するメリットが大きいことから、都道府県や市町村等に重点的に普及・加入促進の取組を行った。その結果、Ⅰ齢級の加入面積は令和５年度を上回った（R５：51,840ha→R６：52,435ha）。Ⅰ齢級の保険料収入は、令和６年度より適用された保険料率がほとんどの都道府県において下がった影響などを受け、令和５年度と比較して14百万円減少（R5：182百万円→R6：169百万円）したが、前中長期目標期間（H28年度～R２年度）の平均（135百万円）と比較して34百万円増加した。<br>全体の加入件数は、令和６年度森林保険普及・加入促進活動計画の各目標を大きく上回る取組を行ったものの、令和５年度の77,250件から75,074件、加入面積は、令和５年度の525,828haから512,472haに減少し、加入率は6.7%（R５年度末）から6.5%（R６年度末）に0.2ポイント減少した。全体の保険料収入は、令和５年度と比較し、令和６年度より適用された保険料率がほとんどの都道府県において下がった影響を受けたことなどから、103百万円減少（R５：1,694百万円→R６：1,591百万円）した。なお、前中長期目標期間（H28年度～R２年度）の平均が1,781百万円であり、令和６年度は、その平均と比較して190百万円減少した。 | Ⅰ齢級の保険料収入は、重点的に普及・加入促進の取組を行った結果、前中長期目標期間の平均と比較し、34百万円増加した。<br>しかし、令和６年度の全体の保険料収入は、令和５年度と比較し、令和６年度より適用された保険料率がほとんどの都道府県において下がった影響を受けたことなどから、103百万円減少、前中長期目標期間の平均と比較し、190百万円減少した。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ＜課題と対応＞<br>評価指標２の制度の普及と加入促進の取組を行うことが、Ｉ齢級も含めた保険料収入の額につながることから、引き続き、中長期計画に沿って取り組む。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第３－４ | 第３　財務内容の改善に関する事項<br>４　保有資産の処分 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003347、003351 |

２．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）<br>当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員宿舎第１号（杉並区和田） | － | － | | | 関係機関と今中長期目標期間内に国庫納付できるよう調整 | 関係機関と今中長期目標期間内に国庫納付できるよう調整 | | |
| 職員宿舎第16号（豊島区池袋） | － | － | 関係機関と令和４年度に国庫納付できるよう調整 | 国庫返納（現物納付）の実施 | | | | |
| 取手宿舎（取手市） | － | － | | | 関係機関と今中長期目標期間内に国庫納付できるよう調整 | 関係機関と今中長期目標期間内に国庫納付できるよう調整 | | |

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。<br>特に、職員宿舎第１号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。 | 保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。<br><br>特定地域整備等勘定<br>職員宿舎第１号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。 |

| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
|---|---|
| 評価の視点 | 評価指標 |
| ・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 | １　保有資産の点検及び処分状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | B |
| **第３　予算、収支計画及び資金計画<br>８　保有資産の処分**<br><br>保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認めら | **（評価指標）**<br>**１　保有資産の点検及び処分状況**<br>保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（H26年９月２日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有資産検討委員会及び減損審査委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認、土地・建物等の減損調査を行った。その結果、令和６年度について不要な保有資産は認められなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから、第３－４に係る自己評価は「B」とする。<br><br>計画に基づき、保有資産の点検、利用状況の確認、減損調査等を行った結果、保有する資産について適切に管理・利用されていることを確認した。 | |

| | | |
|---|---|---|
| れないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。<br><br>**第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画**<br>特定地域整備等勘定<br>職員宿舎第１号（杉並区和田）及び取手宿舎（取手市）については、今中長期目標期間内の国庫納付に向け、引き続き関係機関と調整を行う。 | 職員宿舎第１号（杉並区和田）及び取手宿舎（取手市）については、今中長期目標期間内の国庫納付に向け、関係機関と協議を行った。 | ＜課題と対応＞<br>引き続き計画的に保有資産の見直しを行う。 |
| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－１ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>１　施設及び設備に関する事項 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329 |

| 2．主要な経年データ | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標等 | 基準値<br>（※） | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | （参考情報）<br>当年度までの累積値等、必要な情報 |
| 設備整備件数［件］ | 2 | 3 | 9 | 6 | 13 | | |
| うち補正予算による整備件数［件］ | － | 1 | 4 | 4 | 6 | | |
| 設備整備金額［千円］ | 214,318 | 30,354 | 526,747 | 1,243,739 | 1,493,417 | | |
| うち補正予算による整備金額［千円］ | － | 517 | 185,376 | 930,000 | 1,069,000 | | |

※　前中長期目標期間最終年度値

| 3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 中長期目標 | 中長期計画 |
| 地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。<br>施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年11月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。 | 地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減の観点も含め、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明等の導入を図るとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、老朽化が深刻な施設、設備の必要性・緊急性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、年度計画を策定し整備に努める。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。<br>千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として小規模介在地を取得する。<br>苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備に努める。<br>研究開発用施設の整備・改修等の予定額：1,500±ε 百万円<br>（注）「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。 |
| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
| 評価の視点 | 評価指標 |
| ・温室効果ガスの排出削減に資する省エネの推進、維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設･設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。 | 1　省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等**<br>**１　施設及び設備に関する事項** | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | B |
| | | ＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから、第４－１に係る自己評価は「B」とする。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。 | **（評価指標）**<br>**1　省エネの推進、維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況**<br>世界情勢が不安定な中、依然として原油価格は高水準で推移しており、電気料金及びガス料金の節減対策として、前年度からの取組を継続して行った。<br>具体的には、ボイラー設定温度の見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、電気使用量（料）や卸電力取引用電力価格グラフをイントラネットを利用して見える化し、職員への省エネ対策及び電気使用時間分散化の意識付けを行うなど各種の取組を行った。<br>また、別棟群の一部の空調設備や温水・給湯設備については個別熱源方式へ改修することで熱エネルギーロス削減の取組に着手したほか、排風機等の大電力使用設備についてはインバーター装置を設置することにより周波数制御を行うことで必要最小限の電力使用に抑える取組を行った。<br>さらに、森林総合研究所を始め出先機関においても、電気調達契約の際には、再生可能エネルギーを導入している電気事業者との契約を行った。<br>前年度は光熱費の急激な増加に備え大胆かつ積極的な措置を講じたことにより電気・ガスを合わせた使用量の大幅な削減を達成したが、この成果を持続可能なものとするため、省エネ・省資源に資する研究施設・設備の集約化や施設のスリム化、エネルギー効率の高い設備機器への更新などを踏まえた維持管理コスト削減に向けた計画策定の検討に着手した。 | 前年度からの取組を継続し、省エネ対策を徹底したことにより、温室効果ガスの排出削減に貢献した。<br>また、別棟群の一部を個別熱源方式へ改修することで熱エネルギーロス削減の取組に着手したほか、省エネ・省資源に資する研究施設・設備の集約化や施設のスリム化、エネルギー効率の高い設備機器への更新などにより、維持管理コスト削減が見込まれる。 |
| また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。<br>その際には、共同利用施設である農林水産省研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。 | **【令和６年度施設整備実績】**<br>○林木遺伝資源長期保存施設等整備<br>希少な遺伝資源を長期保存し、試験・研究の用に資するために、研究材料の洗浄や乾燥処理等を行うクリーンルーム、恒温恒湿設備などを整備した。<br><br>○原種増産施設整備（林木育種センター、関西育種場、九州育種場）<br>花粉の少ない品種等の原種苗木の今後見込まれる需要の増大に対応するため、気温、日長、水分、$CO_2$等をコントロールし、原種苗木を従来よりも短期間により多く育成することができる温室等を整備した。<br><br>○林木育種センター貯水施設改修<br>原種増産施設等への必要十分かつ安定的な水供給を図るため、経年劣化・老朽化した貯水施設を改修した。<br><br>○原種増産施設冷蔵保存庫整備（林木育種センター、関西育種場、九州育種場）<br>原種苗木の生産期間の短縮及び計画的かつ安定的な供給に必要な冷蔵保存庫の整備を行った。<br><br>○遺伝子組換実験棟閉鎖型温室改修<br>ゲノム編集による無花粉品種の開発期間短縮のための施設の空調機更新及び更新に伴う温室改修について、設計図を作成した（改修工事の完了は、R７年12月を予定）。<br><br>○東北育種場奥羽増殖保存園原種苗木増殖温室整備<br>花粉の少ない品種の原種苗木の増産に対応するための温室の設計を発注した（R６年補正予算、完成はR８年３月を予定）。 | 低コスト再造林や花粉発生源対策などの施策が加速し、これに資する特定苗木や花粉症対策品種等の需要拡大が見込まれる中、都道府県等からの原種配布要望に適切に対応していくための原種増産施設が整備され、「2030年（R12年）までに林業用苗木の３割、2050年（R32年）までに９割以上」の達成に向けた特定苗木の原種増産により、エリートツリーの一層の普及促進が可能となった。<br>また、「2030年度（R12年度）までに花粉の少ないスギ苗木の我が国全体のスギ苗木の年間生産量に占める割合を９割以上」の達成に向けた花粉症対策品種の原種増産により、花粉発生源対策の推進が可能となった。 |

| | | |
|---|---|---|
| | ○エネルギーセンター部分改修<br>研究本館の空調設備は設備の老朽化が著しく、中央熱源方式のため配管供給による熱エネルギーロスも大きいことから、これを改善すべく、省エネが期待される個別熱源方式へ切り替える設計を発注した（完成はＲ８年１月を予定）。<br><br>○東北支所鳥獣実験室浄化槽更新の設計<br>実験室からの排水について、法令に基づいて公共用水域の環境を保全する観点から、し尿と雑排水を併せて処理することが可能な合併処理浄化槽への転換をするために必要な設計を行った。<br><br>○多摩森林科学園森の科学館外壁等改修<br>森林総合研究所の研究成果の情報発信拠点として資料展示やイベント開催の拠点として年間数万人の来館者を迎える当該施設の老朽化への対策として、外壁材張替、防水等の改修を行った。<br><br>○人工気象実験棟整備<br>森林総合研究所において、短期間での花粉の少ない苗木を大量に増産する細胞増殖技術の開発を加速するため、人工的に生育環境をコントロールできる温室や、実際の生産規模での実験を行うための施設の設計を発注した（Ｒ６年補正予算、完成はＲ８年３月を予定）。<br><br>○順化温室整備<br>森林総合研究所において、細胞増殖技術で増殖した幼苗を野外環境に適応させる「順化」に関する技術開発に使用するための施設の設計を発注した（Ｒ６年度補正予算、完成はＲ８年３月を予定）。 | 外壁材張替、防水等の改修により、屋根や外壁からの雨水侵入による壁、柱等の腐朽のリスクが軽減され、展示標本類のカビ等の悪影響への懸念がなくなり、今後の広報普及の強化に貢献した。 |
| | 農林水産研究情報総合センターの科学技術計算アプリケーションや農林水産統計データ、気象データなど研究に必要な基礎数値情報等のほか、大学や農研機構等他機関の施設を９件（前年度は７件）利用した。その結果、雪であっても正確な降水量を観測できる超高速度ビデオカメラ式雨量計の開発につながる知見や、担子菌きのこ類の子実体形成メカニズムの解明につながる知見などを得た。 | 農林水産研究情報総合センターの科学技術計算アプリケーション等を活用した研究を進め、重要成果を得たとともに、大学や他法人の施設を利用することで、効率的な研究課題推進につながった。 |
| また、農林水産省木材利用推進計画（令和４年４月農林水産省改定）に基づき、木材利用を推進する。 | 理事長賞表彰受賞者（９組）への表彰状を木製プレートとして授与した。<br>間伐材を含む国産材を30%以上使用しているカートカンをパッケージとした飲料を自動販売機で販売した。<br>間伐材・古紙パルプを利用したコピー用紙を通年使用した。<br>出先機関において、次の取組を行った。<br>・構内における土留め用資材として国産間伐材丸太を使用した。<br>・オフィスチェア及びデスク用天板を木製品へ更新した。<br>・掛け時計を木製品へ更新した。<br>・会議用ネームプレートに木の紙を通年使用した。 | 表彰状の木製化、木製品・木製資材の導入、カートカンの利用等により、広く木材利用を推進につながった。 |
| 苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に向け、現況の調査と必要な整備を行う。 | 苗畑・実験林・樹木園管理方針に基づき、敷地内の風倒木及び枯損木の処理を実施した。また、隣接する敷地周辺関係者への安全確保の視点から敷地内老齢木・枯損木等の一斉点検を行い、特に危険なエリアを特定して伐採等を行った。 | 苗畑、実験林、樹木園、試験地等について、管理方針に基づき、風倒木及び枯損木の処理を迅速に行ったことにより、所内各施設や近隣への被災リスクの回避に貢献した。 |

施設及び設備に関する計画

（単位：百万円）

| 施設・設備の内容 | 予定額 |
|---|---|
| エネルギーセンター部分改修<br>東北支所鳥獣実験室浄化槽更新の設計<br>多摩森林科学園森の科学館外壁等改修<br>林木育種センター遺伝子組換実験棟閉鎖型温室改修<br>原種増産施設冷蔵保存庫の整備（林木育種センター、関西育種場、九州育種場） | 424 |
| 人工気象実験棟整備<br>順化温室整備<br>東北育種場奥羽増殖保存園原種苗木増殖温室整備<br>関西育種場実験室等整備<br>九州育種場事務所棟等整備<br>森林バイオ研究センター組織培養棟整備 | 1,069 |

＜課題と対応＞
引き続き建築物の省エネルギーの推進、再生可能エネルギー電気の導入推進、業務の実施に必要な施設や設備の計画的な整備に努める。その際、施設の共同利用等の可能性を検討する。また、木材利用を推進するとともに、苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、試験研究や行政課題の解決に貢献できるよう、現況の調査と必要な整備を行う。

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|

＜評定に至った理由＞
自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－２ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>２　広報活動の促進 | | |
| 当該項目の重要度、難易度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

２．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（※１） | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| ウェブサイト等による発信数 | | | | | | | | |
| 研究成果［件］ | － | 279 | 325 | 319 | 306 | 307 | | |
| その他［件］ | － | 690 | 1,114 | 423 | 410 | 516 | | |
| 研究所ウェブサイトへのアクセス数［万件］ | － | 4,300 | 4,167 | 4,753 | 4,500 | 5,506 | | |
| **評価指標２に係るもの** | | | | | | | | |
| プレスリリース数 | | | | | | | | |
| 研究成果［件］ | － | 28 | 31 | 44 | 34 | 37 | | |
| その他［件］ | － | 15 | 15 | 7 | 13 | 13 | | |
| 取材等の件数 | | | | | | | | |
| 研究成果［件］ | － | － | 242 | 181 | 261 | 282 | | |
| その他［件］ | － | － | 39 | 61 | 75 | 25 | | |
| **評価指標３に係るもの** | | | | | | | | |
| イベント等による取組内容［回］ | － | － | 40 | 107 | 96 | 101 | | |
| **評価指標４に係るもの** | | | | | | | | |
| マスコミ［件］ | － | 477 | 439 | 393 | 505 | 385 | | |
| その他［件］ | － | 675 | 768 | 567 | 626 | 392 | | |

※１　前中長期目標期間最終年度値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| 新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の約３分の２を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。<br>このため、利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。 | 新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、国土の約３分の２を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進するとともに、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。<br>利用者の使いやすさを考慮し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行うこととし、特に以下について重点的に取り組む。<br>研究開発業務については、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的試験研究機関として、森林や林業、木材利用、林木育種等に関して、一般市民を対象に施設公開等による交流型広報活動を積極的に実施するとともに、多岐にわたる研究活動及びその成果をウェブサイトや広報誌等を通して積極的に発信し、研究開発業務に関する国民各層の関心と理解の醸成を図る。<br>水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報すると |

| | |
|---|---|
| | ともに、分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。<br>森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。 |

| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
|---|---|
| 評価の視点 | 評価指標 |
| ・法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 | 1　ウェブサイト等による発信数及びアクセス数<br>2　プレスリリース数とそれに対応する取材等の件数<br>3　イベント等による取組内容<br>4　森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | A |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等**<br>**３　広報活動の促進** | | ＜評定と根拠＞<br>ウェブサイト等による発信やプレスリリース、イベント等の対応等について、A 評価であった令和５年度の実績に対し遜色のない取組を行ったことに加え、Facebook や X（旧 Twitter）、森林総研チャンネル（YouTube）等 SNS での発信は前年度比３割増の 416 回実施し、カブトムシに関する小学生の自由研究の指導が昆虫学会誌に論文掲載に至った件に関する投稿は６万超、南鳥島における鳥類の生態系に関する投稿への反響は４万超等、外部からのアクセスや閲覧において顕著な実績を得た。<br>さらに、国内外に向けたシンポジウムの開催や公開講演会の開催及びオンデマンド配信、学会・国際会議での研究成果の情報発信、COP29 でのセミナーの開催、視察研修への対応等、様々な手法により広報活動を展開した。<br>国民への直接的な対応としては、相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する 777 件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの問合せが 385 件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが 392 件あり、特に森林の生物や資源の利用に関する取材、問合せに対応している。令和７年２～３月に相次いで発生した岩手県、岡山県、愛媛県等での林野火災に際しては、初期の緊迫した段階から連日の取材依頼に対応し、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な機関としてその能力を最大限活かし責務を果たしたことは特筆すべき取組である。<br>これらの森林の多面的機能や林業・木材産業の振興及び木材利用の促進について多方面かつ幅広い世代の国民の理解の醸成を深める取組を展開したことは顕著な実績である。<br>そのほか、広報誌の配布先の充実や研究成果を取りまとめた様々な刊行物の発行、社会的に関心の高い花粉症対策に係る特集記事の掲載、森林保険に関する雑誌記事広告の掲載等、各業務において追加的な手法も含めた広 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 報活動を展開した。<br>これらの新たな取組及びその成果を総合的に勘案し、第４－２に係る自己評価は「A」とする。 |
| 森林研究・整備**機構全体**の活動に関する情報発信については、ウェブサイトを活用し、環境報告書及び事業報告書を掲載するなどして、国民にも分かりやすく公表する。 | **（評価指標）**<br>**1　ウェブサイト等での広報活動**<br>**【機構全体】**<br>・機構公式ウェブサイト（https://www.ffpri.affrc.go.jp/index.html）では各種情報やトップページの「新着情報」から各組織のタイムリーな情報を紹介するなどの情報発信を実施。<br>・特に要覧、環境報告書、各業務の刊行物等を分かりやすく掲載するために「機構の広報活動」のページを運用。 | **【機構全体】**<br>ウェブサイトをよりアクセスしやすく分かりやすいものとなるようにサイトを運用した。サイトへのアクセス数は前年度を上回る値となった。<br><br>実開催イベントについて、各業務と連携して機構の取組を発信するための出展等を積極的に行った。 |
| **研究開発業務**については、森林・林業・木材産業及び林木育種分野に関する研究成果等の情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイトへの掲載、Facebook 等 SNS や動画を利用した発信、プレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・施設等の一般公開の開催、外部各種イベントへの出展など、様々な手法を用いてより一層積極的に広報活動を推進する。 | **【研究開発業務】**<br>ウェブサイトや Facebook（https://www.facebook.com/ffpri.jp/）に加え、令和４年度から開始した X（旧 Twitter；https://twitter.com/FFPRI_JP）での情報発信を行い、主催・後援するシンポジウムや一般公開など各種イベントの告知や研究成果などの積極的な発信を実施（発信数約 780 件）。<br>１）ウェブサイト<br>・ウェブサイトへのアクセス数は合計約 5,506 万件。<br>・一般向けに研究職員の論文成果を分かりやすく紹介する「研究成果」を 39 件選出して掲載。<br>・マスコミに向けて実施したプレスリリース 37 件を掲載。<br>・林木育種に関する研究や事業のトピック 13 件について「林木育種の現場から」として掲載。<br>・「木の酒」研究を始め、プロジェクト特設サイトを開設（3 件）。<br>・研究所等が発行する刊行物についても適宜掲載することにより迅速に情報を発信。<br>２）ソーシャルメディア<br>・5 年目を迎えた森林総研チャンネル（YouTube）では令和 6 年度新たに 24 本の動画を掲載。これまでに公開した動画のうち、ツキノワグマの出没についての解説は 2 万 5 千回以上再生。<br>・公開講演会「生物機能を活用した木材の利用 ―酵素および微生物機能を活用した木材の新しい利用技術―」は会場開催を行い、約 130 名が参加。「木の酒」やセルロースナノファイバー等の研究成果をアピール。続くオンデマンド配信では 2 か月で約 470 回視聴。居住地にかかわらず情報にアクセスできる良さを発揮。<br>・X（旧 Twitter）への投稿のうち、カブトムシに関する小学生の自由研究の指導が昆虫学会誌に論文掲載に至った件に関する投稿は 6 万超、南鳥島における鳥類の生態系に関する投稿への反響は 4 万超の閲覧。SNS での発信数は前年度比 3 割増の 416 回。 | **【研究開発業務】**<br>ウェブサイトや Facebook、X（旧 Twitter）、森林総研チャンネル（YouTube）などのソーシャルメディアを利用し（SNS での発信数は前年度比 3 割増）、研究成果やイベント情報の発信を積極的に行い、数万回の視聴あるいは投稿といった大きな反応を得ることにつながった。<br>プレスリリースを積極的に行い、研究成果を発信した。<br>シンポジウムや講演会、成果発表会をオンラインやハイブリッドで開催して多くの参加者に対して研究成果を広報した。COP29 ではセミナーを開催して気候変動と災害リスク等の研究成果を発表して国内外へのアピールに努めた。各種の外部開催のイベントに積極的に参加し、研究に関する情報を発信した。<br><br>令和7年2～3月に発生した林野火災ではマスコミの取材 33 件への対応を始め、マスコミ、企業、公共団体、市民からの森林・林業・木材研究に関する問合せに研究者が個別回答を行い、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な機関としてその能力を最大限活かし責務を果たした。<br>「林木育種情報」等の情報誌・メールマガジンによる林木育種に関する技術等の普及・啓発を推進した。<br>「季刊森林総研」では魅力的な誌面を作ることを心掛けるとともに、より多くの読者を獲得するために、テーマごとに興味を持ちそうな読者層への配布に努めた。非定期刊行物の発行を増やす（前年度比 6 倍増）とともに、ウェブサイトに掲載して幅広い層に情報が届くようにした。 |
| **水源林造成業務**については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイ | **【水源林造成業務】**<br>・ウェブサイト（https://www.green.go.jp）において、水源林の公益的機能等に関する記事の掲載や実施している水源林造成事業の透明性を高めるため、令和 5 年度分収造林契約実績を各整備局別に整備して公表した。<br>・水源林造成事業と地域との関わりや事業効果等について、具体的な事例を通じて分かりやすく紹介す | **【水源林造成業務】**<br>事業実施の透明性を高めるため、令和 5 年度の分収造林契約実績をウェブサイトで公開した。また、水源林造成事業と地域との関わりや事業効果等について、具体的な事例を通じて分かりやすく紹介するとともに、ウェブ |

| | | |
|---|---|---|
| ト、広報誌等により広報するとともに、令和５年度分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。 | るとともに、群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組に関する特設ページの内容の充実を図った。<br>・広報誌紹介ページ等について、ウェブアクセシビリティ向上の観点から、ページ構成の見直し等を実施した。 | アクセシビリティ向上の観点から、ページ構成の見直し等を実施した。<br>「野生生物と社会」学会大会、日本森林学会大会、森林管理局の技術研究発表会において水源林造成業務で得られた技術的知見等の普及・広報を行うとともに、各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を通じて事業に対する理解醸成を図った。<br>森林整備技術の普及・啓発、事業効果及び効果事例等について、パンフレットや広報誌等で積極的な広報活動に努め、社会的に関心の高い無花粉スギ苗や少花粉スギ苗の活用を始め、水源林造成事業の理解醸成を一層推進した。<br>このほか、計画にない業務実績として、群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組に関する国内外からの研修等の要請を受けて、韓国山林技術人教育院・韓国森林技術士視察研修、山形県南陽市議会行政視察、JICA の国別研修に協力を行うとともに、研修の状況をウェブサイトの特設サイトで紹介し水源林造成事業の意義等の普及啓発を推進した。 |
| **森林保険業務**については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。なお、情報発信等においては、新たな公式キャラクターも積極的に活用する。 | **【森林保険業務】**<br>・ウェブサイト(https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/)や Facebook（https://www.facebook.com/shinrinhoken/）、森林保険チャンネル（YouTube）を通じ、森林保険や森林保険業務の取組に関する情報を適時適切に発信。ウェブサイトでは、災害解説ページの拡充等サイトコンテンツの充実化を図るとともに、保険料率が異なる地域区分ごとのパンフレットや研究開発部門との連携による成果を順次掲載したほか、Facebook 投稿によるウェブサイトへの誘導を実施。また、森林保険チャンネル（YouTube）では、公式キャラクターを用いた動画を公開し、森林所有者を始め広く一般に向けて効果的な情報発信に努めるなど、森林保険に対する国民各層の理解の醸成、森林保険の利用拡大に向けた情報発信を行った。<br><br>**２　プレスリリースによる情報発信**<br>**【機構全体】**<br>機構の成果や取組を広く周知するために、50 件のプレスリリースを実施。<br>**【研究開発業務】**<br>・研究成果についてのプレスリリースを 37 件実施し、これらに対してマスコミから 17 件の取材。<br>・「気候変動緩和策による土地利用改変が大きい地域ほど生物多様性の保全効果は低くなる」では、気候変動対策と生物多様性の保全の関係を解析し、土地利用の改変の影響で多様性に負の効果が生じることを解明。<br>・「塩水でメスジカを引き寄せる —メスの集中捕獲を目指して—」では、メスジカを選択的に誘引する手法を開発し、シカの個体群管理への応用可能な研究成果をアピール。<br>・「過去 77 年間の小笠原諸島の植生変化を解明—過去の人為的攪乱の履歴が、生態系の復元可能性に影響—」では、1930 年代の小笠原諸島の植生に関する資料から、現在に至る変化と人為的攪乱による影響を解明。<br>・「林木遺伝子銀行 110 番」の取組による天然記念物や巨樹・名木の後継樹の増殖と里帰りへの貢献 9 件をアピール。 | **【森林保険業務】**<br>ウェブサイト、Facebook、森林保険チャンネル（YouTube）、広報誌、広告掲載、イベント出展等を通じ、多角的な情報発信を推進した。情報発信にあたっては、森林保険の認知度向上を図るため、令和５年度に制作した公式キャラクターを活用することで、より効果的な情報発信に努めた。<br>また、研究開発業務との連携した研究成果を報告する公開シンポジウムを開催し、森林被害に関する研究成果と森林保険の重要性を発信するとともに、シンポジウムの動画を配信した。さらに、広告掲載や寄稿、イベント出展による情報発信を通じて、森林保険に対する興味・関心の喚起を図った（評価指標３）。 |

・国際的な科学ニュースサイトとして有力な EurekAlert!で海外向けプレスリリースを１件実施（鳥類の標識調査による長期的な個体数変動の評価）。

**３　イベント等による取組内容（機構全体）**

**（１）公開講演会・一般公開等のイベント開催による広報活動（別表参照）**

**【機構全体】**

・研究所が開催した公開講演会を始め、支所・科学園・育種センター・育種場や各種研究プロジェクトそれぞれにおいて、公開講演会、シンポジウム、森林講座、成果発表会を開催するなど各地で研究成果の発信に努めた。

・研究所の一般公開等の対面でのイベントについて、事前予約制により参加人数を調整し、混雑回避や来場者の満足度向上を実現。

・アゼルバイジャンで開催された気候変動国際条約会議 COP29 会場において、COP29 ジャパンパビリオン・セミナーを開催して、「自然に基づく解決策（NbS）のための持続可能な森林管理」の研究情報を世界に向けて発信。

・講演会「拡大するナラ枯れへの取り組みとこれからの広葉樹林管理」（参加者約 850 名）を開催するなど、広く研究成果を広報。

・森林保険業務と研究開発業務との連携により公開シンポジウム「強風、大雪、干ばつ、山火事と森林被害－リスク評価の新展開－」を開催し、森林気象害に関する研究成果や森林保険の重要性について情報発信。

**（２）外部各種イベントへの出展による広報活動（別表参照）**

**【機構全体】**

・「みどりとふれあうフェスティバル」、「アグリビジネス創出フェア 2024」、「川崎駅前優しい木と緑のひろば」、「WOOD コレクション」など各種の外部開催のイベントに参加。各業務が連携して機構の取組についてブース展示を行い、積極的な広報を実施。

**【研究開発業務】**

・「森林産業コミュニティ・ネットワーク（FICoN）検討会」（ウェブ開催）、「エコフェスひたち」などのイベントを開催して、広く研究成果を広報。

**【水源林造成業務】**

・第 29 回「野生生物と社会」学会大会で「森林施業におけるクマ類による人身事故の特徴」について、第 136 回日本森林学会大会で「水源林造成事業における保持林業の取組（事例報告）」について発表を行い、水源林造成業務で得られた技術的知見等の普及・啓発を実施。

・森林施業における地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会で、鉄鋼スラグを用いた路面処理の事例、クマ剥ぎの発生要因の検討、アテ空中取り木苗の活着率向上について発表を行うとともに、その内容を森林整備技術の普及・啓発への取組結果としてウェブサイトに掲載。

・各地域で実施される森林・林業をテーマとしたイベントへの参画を通じて、森林の役割や水源林造成事業の取組等を紹介。

**【森林保険業務】**

・林野庁中央展示において、森林保険が対象とする森林災害に関する解説や、災害リスクへの備えとしての森林保険の理解促進を図ったほか、研究開発業務と連携した森林災害に関する研究プロジェクトの取組状況の紹介などの情報発信を行った。

・「みどりとふれあうフェスティバル」「川崎駅前優しい木と緑のひろば」等の各種イベントへの出展時には、公式キャラクターを用いて幅広い世代の注目を集め印象に残りやすい展示を行った。

**（３）刊行物等の紙媒体による広報活動（別表参照）**

**【機構全体】**

定期刊行物及び各種刊行物により、各業務内容や成果等の広報を推進した。特に、業務ごとに広報誌を刊行し、活発な広報活動を行った。

**【研究開発業務】**

・広報誌「季刊森林総研」（４号刊行）では、「微生物で木材を大変身！」、「炭素中立と自然再興を結ぶ鍵」、「林業の安全を科学する」などの各特集を企画し、記事を掲載。
・広報誌「季刊森林総研」配布先の拡大に向けて、特集テーマと関係の深い機関や公設図書館等に順次発送を実施。
・「林木育種情報」などの情報誌・メールマガジンでは、林木育種センターや各育種場の取組や研究成果について情報発信し、林木育種に関する技術等の普及・啓発に努めた。
・非定期刊行物を 12 件発行し（前年度比６倍増）、同時にウェブサイトに同じ内容を掲載して幅広い層に研究成果に関する情報が届くようにした。

**【水源林造成業務】**
・広報誌「季刊水源林」では、地域における水源林造成事業の取組事例の紹介記事のほか、林政の動向を踏まえ、社会的に関心の高い無花粉スギ苗や少花粉スギ苗の活用等による花粉症対策や担い手対策の特集記事等を掲載し、分収造林契約者（造林地所有者・造林者）、地方公共団体、林業関係団体等への配布、ウェブサイトへの掲載を実施した。
・水源林造成業務のパンフレットを市町村、林業関係団体、イベント来場者等に配付し、事業の取組や効果等を紹介・説明するとともにウェブサイトにも掲載を行った。

**【森林保険業務】**
・広報誌「森林保険だより」では、令和６年４月からの商品改定や森林保険の申込み手続きのほか、研究開発業務との連携による研究プロジェクトの紹介や花粉症対策と森林保険に関する特集、公式キャラクターを用いて解説する「森林保険のひとくちメモ」、災害対策としての森林保険の理解促進や加入の検討に役立つ情報を中心に発信。
・森林保険の認知度向上を図るため、令和５年度に制作した公式キャラクターを活用したポスター、パンフレット、加入促進物品、森林組合連合会等の事業用車用マグネット広告等を用いた普及・加入促進活動を推進。
・森林所有者を対象とした月刊誌「林業新知識」に、被保険者の声を紹介する記事広告５件を掲載したほか、「森林技術」の風害特集への寄稿、「森林と林業」への研究開発部門との連携研究や共催研究成果報告シンポジウムの紹介記事の寄稿等、計 12 件の広告・寄稿による情報発信を行い、森林保険に対する興味・関心の喚起を図った。

**４　森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応**

**【研究開発業務】**
・相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する 777 件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの問合せが 385 件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが 392 件あり、特に森林の生物や資源の利用に関する取材、問合せが多かった。
・プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、新聞・テレビ・ラジオ・ウェブサイト・雑誌等で、研究所の研究紹介や研究者のコメントが多数報道された。特に「ツキノワグマの出没」や「スギ花粉」等については高い関心が寄せられた。
・令和７年２～３月の岩手県、岡山県、愛媛県など各地で発生した林野火災については、取材依頼に 33 件対応するなど、マスコミからの取材に対応して、報道された。

**５　計画にない業務実績**

**【研究開発業務】**
・新型コロナウイルス感染症への対応として令和３年度に開始したオンラインによる「夏休み研究相談」は小学生から高校生までを対象として実施。子供から若い世代の学びを支援するとともに、研究成果の知見などを積極的に普及するアウトリーチ活動を推進した。小学生の自由研究指導による成果が日本昆虫学会誌に学術論文として掲載された。
・他機関や民間の広報活動の取組を参考にするために、新しい広報戦略を推進する体制についてのワーキングチームで検討した結果、広報アドバイザーによる外部意見の導入と広報専門スタッフの配置を実施。アドバイザーの助言により、複数イベントの広報の連携等を実施。
・国民への PR 及びリクルート用として、林木育種センターのプロモーション動画の作成に取り組んだ。

| | | |
|---|---|---|
| | **【水源林造成業務】**<br>・これまでの広報活動により、群馬県桐生市の森林火災跡地の再生の取組に関する国内外からの研修等の要望が増加しており、本年度は、韓国山林技術人教育院・韓国森林技術士視察研修、山形県南陽市議会行政視察、国際協力機構（JICA）のコソボ・モンテネグロ・アルバニア・ボスニアヘルツェゴビナ国別研修に関東整備局が協力を行い約 30 名に講義等を実施した。また、こうした研修の状況について、ウェブサイトの特設ページで解説動画等とあわせて紹介することにより、水源林造成業務の役割や水源林造成事業の意義等の普及啓発を推進した。 | ＜課題と対応＞<br>当機構の成果の発信力を高め、より的確にターゲットに情報を届ける必要がある。今後、それぞれの広報手段の活用スキルを更に向上し、各業務に対する理解の醸成を図るために活用する。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | A |
|---|---|---|

＜評定に至った理由＞

評価指標となっているウェブサイト等による発信数、研究所ウェブサイトへのアクセス数、プレスリリース数、イベント等による取組内容については、A 評価であった前年度を更に上回って達成され、特に研究所ウェブサイトへのアクセス数は前年度比 122%、基準値比 128%となる顕著な実績が認められる。

研究開発業務では、令和 4 年度から開始した X への投稿は前年度比 3 割増の 416 回、閲覧数が 6 万超えや 4 万超えとなる発信もあり好調な反響が得られている。また、シンポジウム、公開講座、オンデマンド配信、学会、国際会議での研究成果の発信に加え、COP29 会場においてジャパンパビリオン・セミナーを開催するなど国内外に広く積極的に研究成果をアピールしたこと、森林の生物や資源の利用等に関する 777 件（うち、マスコミ 385 件）の問合せに対応、特に令和 7 年 2 月から 3 月にかけて相次いで発生した林野火災に際し、初期の緊迫した段階から連日の取材依頼に対応したことは、法人が国民に広く認知され信頼を得るとともに、森林・林業・木材産業を総合的に扱う我が国の中核的な研究機関としての能力を最大限活かし責務を果たした特筆すべき業績であると高く評価できる。

また、水源林造成業務では、ウェブサイトでの林野火災跡地の再生の取組に関する特設ページの内容充実や広報誌での花粉症対策や担い手対策の特集記事の掲載など、社会的関心事項の発信に努めるとともに、国内外からの視察研修の受入や学会等での発表を行うなど、水源林造成事業の理解醸成に向けた取組を積極的に推進したこと、森林保険業務では、ウェブサイトや Facebook、森林保険チャンネル（YouTube）、広報誌、記事広告、イベント出展や公式キャラクター等の多様な広報ツールの活用により効果的に情報発信を行うとともに、研究開発業務との連携による公開シンポジウムの開催や動画配信により、森林気象害に関する研究成果と森林保険の重要性について広く情報発信するなど、森林保険に関する興味・関心の喚起や理解促進に向けた取組を積極的に推進したこと、さらに、各業務が連携した広報活動など追加的手法も含め積極的に展開したことも特筆すべき取組であり高く評価できる。

以上のとおり、年度計画に基づく取組が着実に実施されたことはもとより、法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報が行われたかという評価の視点において顕著な成果や業績が認められることから「A」評定とする。

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

**別表**

| | 達成目標 | 基準値 | | 3 年度 | | 4 年度 | | 5 年度 | | 6 年度 | | 7 年度 | | （参考情報）<br>当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **一般公開等**（回数［回］、参加人数［人］） | | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | |
| 一般公開（研究所） | | 1 | － | 1 | 61 | 2 | 178 | 2 | 303 | 2 | 252 | | | |
| 一般公開（多摩森林科学園） | | － | － | 通年 | 16,583 | 通年 | 22,954 | 通年 | 17,214 | 通年 | 9,369 | | | |
| 北海道地域一般公開（北海道支所・育種場） | | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | 100 | － | － | | | 令和３年、令和４年ウェブ開催 |
| 一般公開（東北支所・東北育種場・北海道東北整備局） | | | | | | | | | | 1 | 33 | | | |
| 一般公開（四国支所） | | | | － | － | 1 | 70 | 1 | 73 | 1 | 48 | | | 令和３年中止 |
| 一般公開　親林の集い（林木育種センター） | | 1 | － | － | － | 1 | 143 | 1 | 480 | 1 | 685 | | | 令和３年中止 |
| 施設見学（学校団体等）（研究所・支所） | | － | － | 15 | 342 | 59 | 1,217 | 120 | 2,089 | 65 | 2,011 | | | |
| 公開講演会（研究所） | | 1 | － | 1 | － | 1 | 509 | 1 | 187 | 1 | 135 | | | 令和３年ウェブ、令和４年ハイブリッド、 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | 令和５年対面開催 |
| 研究成果発表会（北海道支所・北海道育種場・北海道水源林整備事務所） | | | | 1 | － | 1 | 50 | 1 | 150 | 1 | 54 | | | 令和３年ウェブ |
| 公開講演会（関西支所） | | 1 | － | 1 | 98 | 1 | 150 | 1 | 243 | 1 | 108 | | | |
| 公開講演会（四国支所） | | 1 | － | 1 | － | 1 | 55 | 1 | 106 | 1 | 39 | | | 令和３年ウェブ、令和４年以降対面開催 |
| 公開講演会（九州支所・九州育種場・九州整備局） | | － | － | － | － | 1 | 56 | 1 | 73 | 1 | 123 | | | |
| 林木育種成果発表会 | | 1 | 260 | 1 | 300 | 1 | － | 1 | － | 1 | 222 | | | 令和３年以降ウェブ |
| 合同成果報告会（東北支所・東北育種場） | | 1 | － | 1 | － | 1 | 100 | 1 | 110 | － | － | | | 令和３年ウェブ、令和４年以降対面開催、令和６年鳥インフルエンザにより中止 |
| シンポジウム（関西支所） | | 1 | － | 2 | 260 | 1 | 85 | 1 | 70 | 1 | 70 | | | 令和３年飛騨・和歌山、令和４年岡山、令和５年岡山 |
| 森林とのふれあい（関西育種場） | | － | － | － | － | 1 | 99 | 1 | 130 | 1 | 100 | | | |
| 特別講演会（関西支所） | | － | － | 2 | 100 | － | － | | | | | | | 令和３年ハイブリッド開催 |
| 技術開発成果発表会 | | 1 | － | 1 | 72 | － | － | 1 | 30 | 1 | 60 | | | |
| 木材利用シンポジウム 2024in 高知（四国支所） | | － | － | 1 | － | － | － | 1 | 40 | － | － | | | 令和３年ハイブリッド開催 |
| シンポジウム（研究所） | | － | － | － | － | － | － | 2 | 469 | 1 | － | | | 令和５年ウェブ開催 |
| 講演会（研究所） | | － | － | － | － | － | － | 1 | 658 | 1 | － | | | 令和５年以降ハイブリッド開催 |
| シンポジウム「強風、大雪、干ばつ、山火事と森林被害－リスク評価の新展開－」（保険センター・研究所） | | － | － | － | － | － | － | － | － | 1 | 140 | | | 前回平成元年度開催 |

| **森林教室等**（回数［回］） | | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森林講座（研究所） | | 1 | 5 | 8 | 8 | 10 | | 令和３年動画、令和４年動画及び対面、令和５年ハイブリッド開催 |
| 夏休み子ども研究相談（研究所） | | － | 1 | 5 | 8 | 3 | | 令和３年ウェブ、令和４年以降ハイブリッド開催 |
| LALA ガーデンつくばキッズデー（研究所） | | － | 1 | 1 | － | － | | 令和４年で会場の商業施設が閉店 |
| 現地検討会（関西支所） | | － | 2 | 1 | 1 | 1 | | 令和３年飛騨・和歌山、令和４年岡山 |
| 森林教室（関西支所・関西育種場） | | 1 | 3 | 7 | 3 | 4 | | |
| 森林教室（近畿北陸整備局・関西支所） | | － | － | 1 | 1 | | | |
| 森林教室（各整備局） | | － | － | － | － | 5 | | |
| ラジオ放送「東北のもり」（支所・育種場・水源林整備事務所） | | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | | |
| 特別観察会（多摩森林科学園） | | － | － | 3 | 7 | | | |
| 立田山森のセミナー（九州支所） | | 1 | － | 3 | 3 | 3 | | |

| **協賛・後援した催事等**（回数［回］） | | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| みどりとふれあうフェスティバル | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | 令和３年ウェブ、令和４年以降対面開催 |
| WOOD コレクション | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | 令和３年ウェブ、令和４年以降対面開催 |
| 農林水産省主催「アグリビジネス創出フェア」 | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 林野庁中央展示 | | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 | | |
| 農林水産省の消費者の部屋 | | － | 1 | 1 | － | 1 | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| つくばちびっ子博士 | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| つくば科学フェスティバル | | － | － | 1 | － | 1 | | | 隔年開催 |
| 京博連京都ミュージアムロード | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 近畿中国森林管理局:森林（もり)のギャラリー | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 九州農政局イベント　しっとっと？国のお仕事 | | 1 | － | 1 | 1 | 1 | | | 令和３年中止 |
| 九州農政局消費者の部屋 | | 1 | － | 1 | 1 | 1 | | | 令和３年中止 |
| スギ・ヒノキ花粉削減対策シンポジウム | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 川崎駅前優しい木と緑のひろば | | － | 1 | 1 | 1 | 1 | | | |
| エコフェスひたち | | 1 | － | 1 | 1 | 1 | | | 令和３年中止 |
| 種子・胞子・組織培養を使った保全フォーラム：小笠原の絶滅危惧種に注目して | | － | － | 1 | － | | | | |
| 金時祭 | | － | － | 1 | － | 1 | | | 令和３年中止 |
| 森林を考える岡山県民のつどい | | 1 | － | 1 | 1 | 1 | | | 令和３年中止 |
| 水都おおさか森林の市 | | 1 | － | 1 | 1 | | | | 令和３年中止 |
| 儲かる林業を実現する岡山懇話会 | | － | － | 1 | - | | | | |
| 北方森林学会 | | － | － | 1 | 1 | | | | |
| 北海道森林管理局主催「技術開発成果発表会」 | | － | － | 1 | 1 | 1 | | | |
| 関西林木育種懇話会総会及び現地視察 | | | | | | 1 | | | |
| 牧野植物園巡回展「つなげ！高知の少ない生き物たち」 | | － | 1 | － | － | | | | 単年度開催 |
| こうち環境博 | | － | 1 | － | 1 | 1 | | | 令和４年開催なし |
| 科博連サイエンスフェスティバル | | － | 1 | － | - | | | | 単年度開催 |
| G7 会合関連イベント | | － | － | － | 1 | | | | |
| Save the Earth マルシェ | | － | － | － | 1 | | | | |
| 森林・林業・環境機械展示実演会 | | － | － | － | 1 | | | | |
| サイエンスカフェ | | － | － | － | 1 | 1 | | | |
| FICoN 検討会 | | － | 3 | 3 | 3 | 3 | | | ウェブ開催 |
| COP ジャパンパビリオン・セミナー | | － | － | － | 1 | 1 | | | |
| 林木育種協会通常総会 | | － | － | － | － | 1 | | | |
| バットの森づくり植樹祭 | | | － | － | － | 2 | | | |

| **定期刊行物**（発行回数［回］、発行部数［部］） | | 回数 | 部数 | 回数 | 部数 | 回数 | 部数 | 回数 | 部数 | 回数 | 部数 | 回数 | 部数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森林総合研究所研究報告（研究所） | | 4 | 4,720 | 4 | 4,980 | 4 | 5,000 | 4 | 1,000 | 4 | － | | | 令和５年度途中からウェブサイト掲載、印刷は１号のみ |
| 季刊森林総研（研究所） | | 4 | 23,730 | 4 | 32,000 | 4 | 32,000 | 4 | 32,000 | 4 | 40,000 | | | |
| 環境報告書（研究所） | | 1 | 2,247 | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － | | | 令和３年度よりウェブサイト掲載 |
| 研究成果選集（研究所） | | 1 | 2,405 | 2 | 3,000 | 1 | 2,600 | 1 | 2,600 | 1 | 2,600 | | | 令和３年度よりウェブサイト掲載 |
| 北の森だより（北海道支所） | | － | － | 2 | 2,200 | 2 | 2,200 | 1 | 1,000 | 1 | 1,000 | | | |
| フォレストウインズ（東北支所） | | － | － | 4 | 4,000 | 4 | 4,000 | 4 | 4,000 | 4 | 4,000 | | | |
| 四国の森を知る（四国支所） | | － | － | 2 | 1,900 | 2 | 1,800 | 4 | 8,000 | 4 | 8,000 | | | |
| 研究情報（関西支所） | | － | － | 4 | 8,800 | 4 | 8,000 | 2 | 2,000 | 2 | 2,000 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 九州の森と林業（九州支所） | | － | － | 4 | 6,000 | 4 | 5,800 | 4 | 4,500 | 4 | 4,100 | | | |
| 林木育種の実施状況及び統計（育種センター） | | 1 | 315 | 1 | 400 | 1 | 400 | 1 | 400 | 1 | 400 | | | |
| 林木育種情報（育種センター） | | 3 | 10,339 | 3 | 10,900 | 3 | 10,500 | 1 | 10,500 | 1 | 10,500 | | | |
| 年報（研究所、支所、育種センター、育種場） | | － | － | 13 | － | 8 | － | 8 | － | 8 | － | | | |
| 林木育種センターパンフレット | | － | － | － | － | － | － | 1 | 300 | 1 | 300 | | | |
| 北海道育種場だより | | 1 | － | 2 | 600 | 2 | 428 | 2 | 328 | 2 | 337 | | | ウェブサイト掲載 |
| 東北の林木育種 | | 4 | － | 3 | 3,600 | 3 | 3,600 | 3 | 3,600 | 3 | 3,600 | | | |
| 関西育種場だより | | 3 | － | 3 | 927 | 3 | 927 | 3 | 918 | 3 | 918 | | | |
| 九州育種場だより | | 2 | － | 2 | 670 | 2 | 700 | 2 | 717 | 2 | 766 | | | |
| 広報誌「季刊水源林」 | | 4 | － | 4 | 16,000 | 4 | 16,000 | 4 | 16,000 | 3 | 1,200 | | | |
| 森林整備センターパンフレット | | － | － | 6 | － | 8 | － | 5 | － | | － | | | |
| 水源林造成事業パンフレット | | － | － | 5 | － | 8 | － | 5 | － | | － | | | |
| 広報誌「森林保険だより」 | | 4 | 24,400 | 4 | 24,800 | 4 | 24,800 | 4 | 24,800 | 4 | 24,800 | | | |
| 広報誌「森林保険だより」特別号 | | － | － | 1 | 1,000 | 1 | 1,760 | － | － | － | － | | | |
| 森林保険パンフレット（令和元年度版）増刷 | | － | － | 1 | 30,000 | － | － | － | － | － | － | | | |
| 森林保険パンフレット（令和３年度版） | | － | － | 1 | 130,000 | － | 18,030 | | | | | | | |
| 森林保険パンフレット（令和５年 12 月版、新商品対応版） | | － | － | － | － | － | － | 1 | 170,000 | | | | | |
| 森林保険通信（メール配信・ウェブ掲載） | | － | － | 9 | － | 1 | － | － | — | － | — | | | |
| 森林保険ポスター | | － | － | 1 | 5,000 | 1 | 5,000 | 1 | 5,000 | 1 | 5,000 | | | |

| **非定期刊行物**（ISBN 登録分）（研究所）［回］ | | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | 回数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森林保険広告掲載 | | － | 5 | 4 | 10 | 10 | | |
| ウッドデザイン賞応募（ウッドデザイン賞受賞） | | － | － | 1 | － | | | |
| 森林教育プログラム・事例集 | | － | － | － | 1 | | | |
| 九州育種場におけるスギ採穂台木の仕立て方 | | － | － | － | 1 | | | |
| ウルシの健全な森を育て、持続的に良質な漆を生産する | | | | | | 1 | | |
| エリートツリーで下刈省略 | | | | | | 1 | | |
| Forest－DRR クックブック | | | | | | 1 | | |
| マングローブ保全･再生の手引き－高潮災害軽減の観点から－ | | | | | | 1 | | |
| センダン　ホオノキ　ハンノキ　コナラの利用に向けて－材質　物理　加工　乾燥特性－ | | | | | | 1 | | |
| 森林産業実用化カタログ 2025 | | | | | | 1 | | |
| 盲学校理科教育における樹木観察のためのハンドブック | | | | | | 1 | | |
| センダン板材のグレーディングの試み－国産広葉樹板材の流通に向けて－ | | | | | | 1 | | |
| 優良種苗のよりよい育成・利用に向けて | | | | | | 1 | | |
| エリートツリーの特性表（関東スギ、九州スギ） | | | | | | 2 | | |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－３ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>３　ガバナンスの強化 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

２．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（※１） | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 該当なし | | | | | | | | |

※１　前中長期目標期間の平均値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| **（１）内部統制の充実・強化**<br>内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCA サイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。<br>このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。また、法人の目標や各業務の位置付け等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上が図られるよう取り組む。<br>新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。<br>**（２）コンプライアンスの推進**<br>森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。<br>特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。<br>また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。 | **（１）内部統制の充実・強化**<br>関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行することとし、森林研究・整備機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。また、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進し、モチベーションの向上につなげる。<br>新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。<br>また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに監査従事職員等の資質向上を図りつつ、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。<br>**（２）コンプライアンスの推進**<br>役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。<br>このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。<br>また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の対策を着実に推進する。 |

主な評価軸（評価の視点）、指標等

| 評価の視点 | 評価指標 |
|---|---|
| **＜評価の視点１＞**<br>・各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。<br>**＜評価の視点２＞**<br>・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。 | **（評価指標１）**<br>１　内部統制システムの着実な運用の取組状況<br>**（評価指標２）**<br>１　法令遵守などのコンプライアンスの取組状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等<br>４　ガバナンスの強化** | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | B |
| | | ＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから、第４－３に係る自己評価は「B」とする。 | |

| | | |
|---|---|---|
| **（１）内部統制の充実・強化**<br>各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図るとともに、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進するための取組を行い、モチベーションの向上につなげる。 | **（評価指標１）**<br>**１　内部統制システムの着実な運用の取組状況**<br>法人のガバナンス機能の強化を図るため、内部統制に関する事項を定めた理事会規程に基づき、理事会の適切な運営に努めた。<br>また、コンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、機構内各業務の関係部局との連携強化に努めた。特にリスク管理においては、リスクを再評価し、次年度の計画に反映させ、継続的に業務改善を行うとともに、リスクレベルの評価を加えた新たなリスク管理の手法を３業務ともに導入し実行した。 | 理事会の適切な運営に努め、機構内各業務の関係部局との連携強化に努めた。<br>コンプライアンスに関しては、３業務ごとに設けた推進委員会で取組方針を決定しつつ、計画的に業務を進めており、年度末には理事長へ取組結果を報告した。<br>リスク管理においても、同様に３業務ごとのリスク管理委員会での審議結果を、機構リスク管理委員会へ報告した。<br>上記の取組を行うとともに、イントラネット等を利用し職員への周知に努めることにより意識の向上につながった。 |
| 新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。 | 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策についてイントラネットを使用して周知した。 | 基本的な感染対策を踏まえ感染の予防を図った。 |
| また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCA サイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。 | 監事及び会計監査人においては、監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について、各段階で意見交換を行いながら密接な連携強化を図った。また、監査従事職員を以下の各種講習会等に参加させ、情報を収集するなど資質向上を図りながら、各部門において PDCA サイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施した。<br>・独立行政法人国立公文書館主催「公文書管理研修Ⅰ」<br>・（財）経済調査会主催「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」<br>・内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター制度・監査ユニット主催「令和６年度第２回 NISC 勉強会」 | 監査従事職員を各種講習会等に参加させ、得た知見の活用を図りながら、内部監査を効率的・効果的に実施した。 |
| **（２）コンプライアンスの推進**<br>役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。<br>このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組の徹底など、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 | **（評価指標２）**<br>**１　法令遵守などのコンプライアンスの取組状況**<br>研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、業務ごとに外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した方針に基づき一年間取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。特に、コンプライアンスの意識向上に向けた取組には、職員の身近で具体的な事例を掲載した業務ごとに作成の「コンプライアンス・ハンドブック」を役職員にイントラネットも活用して配布し、周知を行った。<br>研修については、対面とウェブを活用した階層別研修等を実施するとともに、実施後は e ラーニングにより理解度チェックを行った。<br>国立研究開発法人協議会が提唱した、12 月を「コンプライアンス推進月間」とする取組に機構として参加し、役員より職員へメッセージを発したほか、ポスター掲示並びにコンプライアンス標語募集を実施するなど意識強化の取組を行った。各業務の優秀標語については、会議での周知や掲示等を通じ、これらの取組が職員に根付くよう努めた。 | コンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した方針に基づき、コンプライアンスに関連する研修、コンプライアンス意識調査の実施・分析、公益通報窓口及び令和 4 年度に設置した外部相談窓口等の周知徹底等の取組を行った。<br>様々な取組を通じ、役職員のコンプライアンス意識の向上につなげた。 |

【研究開発業務】
（１）主な研修
・ハラスメント防止研修
・公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修（役職員のほか、研修生等で公的研究費等（運営費交付金を含む）による経費の支給を受ける者（可能性のある者を含む））。
・情報セキュリティ教育研修（役職員及び研修生等）
・研究倫理研修、研究セキュリティ・インテグリティ研修（研究に関わる役職員及び日本学術振興会特別研究員）
・利益相反マネジメントに関する説明会（非常勤職員を除く役職員、ただし特別研究員は対象）
・発注者綱紀保持に関する研修（発注事務を担当する役職員）
・ハラスメント防止講話（林木育種センター、各育種場全職員）
※研修生等には、研修生、日本学術振興会特別研究員及び派遣職員など、当機構との雇用関係がない者で、当該業務に関わる者も含む。
（２）主な取組状況
○コンプライアンス意識向上の取組
・コンプライアンス意識調査の実施、分析を行い、その内容について各組織に周知し注意を喚起した。
・毎月一日、イントラネットを活用し、各種通報・相談窓口や公益通報処理規程等について継続して職員への周知を行った。
・各種研修の理解度を高めるため、ｅラーニングを受講させた。
○風通しの良い職場づくりの取組
・公益通報制度の活用を推進するため、職場内にポスターを掲示するとともに、会議や研修等の場で周知を図った。

【水源林造成業務】
（１）主な研修
・「コンプライアンス・ハンドブック」等を使用した研修（新規採用職員）
・職場のハラスメントに関する研修（役職員）
・ｅラーニングによる職員倫理及びハラスメント研修（役職員）
・「コンプライアンス推進の心得」を使用した研修（新任管理職）
・情報セキュリティ研修（役職員）
・各地域で開催の著作権、ハラスメント、メンタルヘルス研修等（実務担当者等）
・ハラスメント相談員向け研修
（２）主な取組状況
○コンプライアンス意識の向上を図る取組
・森林整備センターの組織としてのあるべき姿、目指すべき目標を示した「緑の行動規範」をウェブサイトに掲載し周知することで、コンプライアンス意識の向上に努めた。
・コンプライアンス・ハンドブックを活用して職場内学習を行うことにより、コンプライアンスに対する理解と意識の向上を図った。
・毎月発行しているニュースレターに掲載したコンプライアンス便りの記事等を題材に、各職場内でディスカッションを行った。
・各職場におけるコンプライアンスの取組結果を四半期ごとに取りまとめ幹部会に報告するとともに、各職場にもフィードバックし情報共有を図った。
・各職場でのディスカッションを通じてコンプライアンス意識の向上を図った。
○風通しの良い職場づくりの取組
・「コミュニケーションスキルの向上」、「モチベーションの向上」、「定時退所の促進」、「メンタルヘルスの向上」、「ハラスメント対策」等、より良い職場環境づくりに資する取組を継続して進めた。
・「公益通報受付窓口・苦情相談窓口」の利用促進を図るため、ビラの内容見直しを行い、内部メッセージにて全役職員に周知を行うとともに、イントラネット及び職場内に掲示した。

| | | |
|---|---|---|
| | ・カスタマーハラスメント対応方針を策定し、ウェブサイトに掲載し、職員が快適に働くことができる職場環境の整備を行った。<br>○コンプライアンス自己診断（9月～10月）<br>・役職員を対象に法令遵守や倫理の保持等を定めた「緑の行動規範（10原則）」の自己評価を実施することで、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認した。このことにより、個々人の行動規範に対する意識の維持・向上を図った。<br>○コンプライアンス推進月間（12月）の活動<br>・役職員を対象にｅラーニングによる研修及びコンプライアンス理解度テストを実施し、職員倫理、ハラスメント及びコンプライアンスに対する認識を深め意識の向上を図った。<br><br>**【森林保険業務】**<br>（1）主な研修<br>・コンプライアンス及びハラスメント防止研修（全職員）<br>・情報セキュリティ研修（全職員）<br>（2）主な取組状況<br>○コンプライアンス意識向上の取組<br>・全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。<br>○コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり<br>・コンプライアンスに関する題材をもとに、各課室等において四半期ごとに意見交換会を実施し、各職員の考えや問題意識を共有することで、課室内の意思疎通を図り良好な職場環境づくりに努めた。<br>・業務上のリスク項目を取りまとめた「危険予知活動実践表」をもとに全職員が自己点検を実施し、危機管理意識の向上を図った。<br>・「公益通報窓口・苦情相談窓口」のポスターを職場内に掲示するとともに、会議や研修等の場で周知を図った。 | |
| また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の着実な推進に努める。 | APRIN（（一財）公正研究推進協会）の研究倫理教育ｅラーニングの受講対象となる新規採用の研究者全員に受講を完了させた。<br>令和6年2月6日に制定した「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における利益相反マネジメント規程」に基づき、令和6年4月より同規定の運用を開始し研究インテグリティの確保に努めた。また、10月11日に研究倫理研修では「新たな研究不正「査読不正」について」を、研究セキュリティ・インテグリティ研修では「「狙われる日本の技術」その手口と防止策」をそれぞれ開催し役職員の意識の向上を図った。<br>また、「公的研究費等の不正防止に向けて」、「公的研究費の事務手引き」、「科学研究費助成事業経理事務手引き」を最新の情報となるよう見直すとともに、不正防止に関する教育研修及び事務説明会の開催、理解度テストの実施により周知徹底を図り、不正防止計画の着実な推進に努めた。 | 研究インテグリティの確保のため、利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規程の運用を開始した。<br>研究倫理教育ｅラーニングの受講や、「「狙われる日本の技術」その手口と防止策」の講演を行うなど、最新の動向を踏まえ、研究不正防止と研究セキュリティ・インテグリティの確保に取り組んだ。<br><br><課題と対応><br>引き続き中長期計画に沿って取り組む。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|
| <評定に至った理由><br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| 4．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－４ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>４　人材の確保・育成 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

2．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（※1） | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| 年度当初の常勤職員数［名］ | | | | | | | | |
| 研究開発 | ― | 747 | 766 | 769 | 769 | 756 | | 各年度当初の４月１日現在の職員数 |
| 水源林造成業務 | ― | 354 | 347 | 354 | 352 | 349 | | 〃 |
| 森林保険 | ― | 31 | 31 | 32 | 31 | 31 | | 〃 |
| 研修件数［件］ | ― | 55 | 76 | 108 | 129 | 112 | | |
| 研修受講者数［名］ | ― | 7,416 | 10,860 | 12,880 | 13,189 | 13,516 | | |
| 免許・資格取得者数［名］ | ― | 14 | 13 | 18 | 36 | 37 | | |
| **評価指標３に係るもの** | | | | | | | | |
| ラスパイレス指数（一般職員） | ― | 101.1 | 100.9 | 100.6 | 101.0 | 100.3 | | |
| ラスパイレス指数（研究職員） | ― | 100.1 | 100.2 | 99.2 | 99.8 | 99.5 | | |

※1　前中長期目標期間の最終年度の実績値

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| **（1）人材の確保・育成**<br>業務を効率的かつ効果的に推進するため、「人材確保・育成方針」を策定し、職員の適切な配置等を図る。<br>研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知的財産や情報セキュリティ等に関する高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。<br>水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。<br>森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。<br>また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成を図るとともに、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。 | **（1）人事に関する計画**<br>業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。<br>大学での林学・林産学の研究分野が改廃され、大学院への進学者数が減り、我が国の当該分野の研究基盤が揺らいでいる中で、分野・業種をまたがったイノベーションの推進が必要になっている。そのため、研究開発業務においては、国内最大の森林・林業・木材産業及び林木育種分野の試験研究機関として、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保し、またその成果の創出・イノベーション推進のため、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。<br>水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。<br>森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。<br>**（2）職員の資質向上**<br>職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。<br>研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。<br>一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 |
| **（2）人事評価システムの適切な運用**<br>職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究 | **（3）人事評価システムの適切な運用**<br>職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 |

| | |
|---|---|
| 職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。<br>人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。<br><br>**（３）役職員の給与水準等**<br>役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。 | 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。<br>人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。<br>**（４）役職員の給与水準等**<br>役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。 |

| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
|---|---|
| 評価の視点 | 評価指標 |
| **＜評価の視点１＞**<br>・各業務において、必要とする人材を確保しているか。<br>・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。<br><br>**＜評価の視点２＞**<br>・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。<br>・研究職員については、研究業績のみならず、研究開発効果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。<br>**＜評価の視点３＞**<br>・給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。 | **（評価指標１）**<br>1　研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況<br>2　水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか<br>3　職員の研修等を計画的に行っていること<br>4　各種研修の実施状況<br>**（評価指標２）**<br>1　人事評価の実施状況<br>2　人事評価結果の処遇への反映状況<br><br>**（評価指標３）**<br>1　ラスパイレス指数 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等**<br>**５　人材の確保・育成**<br>業務の円滑な運営のために人材の確保・育成方針を策定し、機構の持つ人的資源の活用の最大化に取り組む。<br>**（１）人事に関する計画**<br>業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。<br>研究開発業務においては、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保する。国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。 | ＜主要な業務実績＞<br><br>**（評価指標１）**<br>**1　研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況**<br>**【研究開発業務】**<br>優れた人材を確保するために以下の対策を行い、研究職員については、女性２名（うちテニュア型任期付０名）、男性７名（うちテニュア型任期付２名）を採用した。一般職員については、新たに 13 名（女性８名、男性５名）を採用した。<br>・令和８年４月の一般職員の新規採用に向け、令和６年 12 月に、インターンシップを開催し、研究成果の講演聴講、職場実務の見学、施設見学及び先輩職員との交流等、研究所の魅力や業務の内容を紹介することにより、人材の確保に努めた。<br>・機構ウェブサイトの採用情報に育児や介護に関するダイバーシティ推進の取組状況や勤務制度・休暇制度等をわかりやすく紹介する情報を新たに掲載するとともに、各業務の採用情報案内をリンクできるよう更新した。<br>・関連する大学、都道府県研究機関及び科学技術振興機構研究者人材データベースに募集案内の公告掲示を依頼し広く公募した。<br>・英文で公募案内を作成するなど、応募者の裾野を広げたことにより、今年度のテニュア採用に当たっては５人採用枠に対し、55 人（うち 25 人は外国籍の研究者、うち 22 人は女性研究者）の応募があった。<br>・専門的研究実績を有する者が少ない研究分野に対しては、博士号未取得者をテニュア型任期付職員として募集することで人材の確保に努めるとともに、研究推進に不可欠な技術や情報取得の指導を通じた人材育成を図った。 | 評定：B<br>＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから総合的に勘案し、第４－４に係る自己評価は「B」とする。<br><br>左記の業務実績の通り、人材の確保・育成について、当初計画に記載した取組を着実に実施した。<br>加えて、<br>・インターンシップを引き続き開催し、研究所の魅力や業務内容を紹介することにより、採用後のミスマッチを防ぎ、早期の段階から優秀な学生の確保に努めた。<br>・機構のウェブサイトを改修し、各業務の採用情報がわかりやすく整理され、さらに機構の育児・介護に関するダイバーシティ推進の取組状況や多様な勤務制度、休暇制度の情報をわかりやすく紹介することにより、応募を検討する者へのアピールの強化を図ることができた。<br>・英文で公募案内を作成するなど、応募者の裾野を広げる取組を強化し、国籍や性別を問わない多様な研究者の中から優秀な人材を確保することができた。 |

| | | |
|---|---|---|
| 水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え、必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。 | **2　水源林造成業務、森林保険業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか。**<br>**【水源林造成業務】**<br>水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行うとともに、職員採用パンフレットを各所へ配布し、新卒者 12 名（女性５名、男性７名）を採用するとともに、社会人経験者２名（女性１名、男性１名）を採用した。<br>また、令和８年４月の新規採用に向け令和６年７月にインターンシップを開催し、事業概要等の説明や立木調査の体験等を通じて、組織と業務の魅力を伝えることにより、人材の確保に努めた。 | 水源林造成業務及び森林保険業務については、新卒者、社会人経験者及び林野庁等からの出向等により、業務の確実な実施に必要な人材を確保した。 |
| 森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 | **【森林保険業務】**<br>森林保険業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、職員採用パンフレットを作成し、令和６年度は２名（女性１名、男性１名）を採用した。<br>また、令和８年４月の新規採用に向けて、ウェブサイト及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行った。このほか、林野庁、損害保険会社及び全国森林組合連合会からの出向により、林業経営や森林被害、損害保険等に精通した人材を確保した。 | |
| **（２）職員の資質向上**<br>職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。 | **3　職員の研修等を計画的に行っていること**<br>国や独立行政法人等が主催する各種研修、技術講習会やセミナーなどに職員を参加させるとともに、ｅラーニングを活用し全職員を対象とするコンプライアンス研修やハラスメント防止研修等の受講を義務づけ、職員の資質向上を図った。<br><br>**4　各種研修の実施状況**<br>○研究開発業務における研修等受講者数<br>研修件数　45 件　　受講者数　9,584 名（詳細は別表１参照）<br>○水源林造成業務における研修等受講者数<br>研修件数　44 件　　受講者数　3,329 名（詳細は別表２参照）<br>○森林保険業務における研修等受講者数<br>研修件数　22 件　　受講者数　　603 名（詳細は別表３参照）<br>計　　111 件　　延べ　13,516 名<br><br>**【研究開発業務】**<br>一般職員の新規採用者を対象に、研究開発業務への理解を深めるため、研究所内の施設や林木育種センターの現場見学を実施した。<br>研究職員と一般職員の相互理解促進策の一環として、若手研究職員を対象に、企画部と総務部において行っている研究支援業務の業務体験を実施した。<br>また、行政機関との更なる連携強化のため、林野庁中堅・若手職員を対象に研究施設の見学会及び研究業務に関する研修会を実施した。<br>以下により、若手研究職員を中心に人材の育成を図った。<br>・運営費交付金による所内の競争的研究（交付金プロジェクト２）により、新規採用者を含む若手職員の課題提案促進と担当研究ディレクターや領域長による提案内容への指導を行い、9 課題の採択につなげた。<br>・任期付研究員のテニュア審査対象者（７名）の指導に取り組み、全員がテニュア審査に合格した。 | 各種研修等については、外部研修のほかにも、所内ｅラーニングを活用し全職員に各種研修受講を義務づけ、研修機会を増やすことによって、職員の資質向上を図った。<br>加えて、<br>・一般職員新規採用者の試験地等現場見学を実施し、研究開発業務の理解の促進を図った。<br>・若手一般職員を対象として、研究業務体験を実施し、相互理解を促進した（評価指標１－３）。 |
| 研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等に | 研究開発業務の人材を育成するため、以下の取組を行った。<br>・筑波大学、東京大学、三重大学、京都府立大学とは引き続き連携し、学生の受入れ及び教育研究指導を行った。<br>・筑波大学とはクロスアポイントメント協定による１名の在籍派遣を継続した。 | 連携大学院制度により引き続き連携教員を任命するなど大学との連携強化を図った。また、引き続きクロスアポイントメントを実施した（評価指標１－３）。 |

| | | |
|---|---|---|
| よる研究者個々のスキルアップを図る。 | | |
| さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。 | オープンサイエンス化に対応し研究職員の発表論文を公表するため、機関リポジトリを構築した。令和６年度はリポジトリ公開先の JAIRO Cloud の運用を継続し、新たに学術雑誌論文（500 件）及び研究報告（380 件)を登録公開した。<br><br>※オープンサイエンス化<br>論文や論文の根拠データ等の学術情報をインターネットから無料で入手でき、誰でも制約なくアクセスできるようにすること。<br>※機関リポジトリ<br>生産された研究成果等を電子的に収集・蓄積・保存し、内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステム。<br>※JAIRO Cloud<br>国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会が共同運営しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスであり、現在日本国内の大学、研究機関等 750 機関が参加している。 | |
| 一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 | **【研究開発業務】**<br><br>研究業務及び研究支援業務の遂行のために、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等国家資格等の取得に関する取扱い要領」に基づき、引き続き受験料や登録料の全額補助（不合格時は１回に限り受験料の半額補助）を実施した。<br><br>○研究開発業務における免許取得者数<br>危険物取扱者（甲種）（1 名）、危険物取扱者（乙種第４類）（5 名）、第一種衛生管理者（7 名）、わな猟免許（1 名）、特別管理産業廃棄物管理責任者（1 名）　合計 15 名<br><br>○研究開発業務における技能講習会等参加者数<br>保護具着用管理責任者教育講習等、27 種の技能講習会等に延べ 112 名が参加した（詳細は別表４参照）。<br><br>**【水源林造成業務】**<br>業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、引き続き取得する資格については事前の申請・承認なしでも受験料を補助することとした。<br>また、「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」に基づき、官庁等が主催する外部研修会等に職員を参加させ資質の向上を図った。<br><br>○水源林造成業務における免許取得者数<br>日商簿記検定（5 名）、社会保険労務士（1 名）、行政書士（1 名）、技術士（1 名）、狩猟免許（わな猟免許）（１名）、危険物取扱者（1 名）、IT パスポート（3 名）、その他公的資格等（８名）　合計 21 名<br><br>○水源林造成業務における外部研修会等参加者数<br>研修件数　17 件　受講者数　45 名（詳細は別表５参照）<br><br>**【森林保険業務】**<br>職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき職員の研修計画を作成し、官公庁等が主催する外部研修会等に職 | 左記の業務実績の通り、必要な各種資格の計画的な取得支援を実施したことにより、有用となる免許及び資格を確実に取得させ、高度な専門知識を有する職員を育成した。加えて各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 員を参加させたほか、高度な専門知識の取得を目的として、若手職員に損害保険事業総合研究所が行っている教育研修事業の「損害保険入門講座」を受講させるとともに、現場業務の安全に関する研修を行うなどにより職員の資質向上を図った。<br><br>○森林保険業務における免許取得者数<br>ITパスポート（１名）<br><br>○森林保険業務における外部研修会等参加者数<br>研修件数　13件　受講者数　44名（詳細は別表６参照） | |
| **（３）人事評価システムの適切な運用**<br>職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。<br>研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。<br>また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 | **（評価指標２）**<br>**１　人事評価の実施状況**<br>一般職員等の人事評価については、組織の活性化と実績の向上を図るなどの観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施した。<br><br>**【研究開発業務】**<br>研究職員の業績評価については、「研究職員業績評価実施規程及び研究職員業績評価実施要領」に基づき、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行った。<br>一般職員については８月に、被評価者を対象とした人事評価制度の理解促進のための研修を実施するとともに、評価者を対象とした人事評価制度の習熟のための研修を実施した。研究職員については１月に評価者訓練を実施した。<br><br>**【水源林造成業務】**<br>年度前半の評価を行う前に新任管理職を対象に評価者研修を実施した。また、２月及び３月に管理職登用後一定期間を経た者を対象に、評価スキルの向上、被評価者の指導に必要な知識、コミュニケーションスキルの向上を目的とした評価者再研修を実施した。<br><br>**【森林保険業務】**<br>８月に新任管理職を対象に評価者研修を受講させた。 | 評価システムの適切な運用についても、左記の業務実績の通り、当初計画に記載した取組を着実に推進した。 |
| 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 | **２　人事評価結果の処遇への反映状況**<br>人事評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。 | |
| **（４）役職員の給与水準等**<br>役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準となるよう取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。 | **（評価指標３）**<br><br>**１　ラスパイレス指数**<br>法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにした。この結果、令和６年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員は100.3、研究職員は99.5となった。検証結果や取組状況については、６月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」により、ウェブサイト上で公表した。<br>（事務・技術職員）　対国家公務員（行政職）100.3<br>（研究職員）　対国家公務員（研究職）　99.5 | 役職員の給与水準等についても、左記の業務実績の通り、当初計画に記載した取組を着実に推進した。<br><br>＜課題と対応＞<br>給与水準については、国家公務員の水準と同程度とな |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | るよう努める。 | |
| 主務大臣による評価 | | 評定 | B |
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

別表１　研究開発業務における研修等受講者数　9,584 名

| No. | 研　修　名 | 受講者数（名） |
|---|---|---|
| 1 | 新規採用者研修 | 18 |
| 2 | 新採用総合研修（森林技術総合研修所） | 3 |
| 3 | ドローン操縦技能講習 | 2 |
| 4 | ドローン安全運行管理者講習 | 2 |
| 5 | 農林水産関係研究リーダー研修 | 2 |
| 6 | 農林水産関係若手研究者研修 | 1 |
| 7 | 農林水産関係中堅研究者研修 | 4 |
| 8 | 農研機構全職種管理者研修 | 17 |
| 9 | 農研機構チーム長等研修 | 6 |
| 10 | 農研機構主査等研修 | 6 |
| 11 | 政府関係法人会計事務職員研修 | 2 |
| 12 | 会計事務職員契約管理研修 | 1 |
| 13 | 知的財産権研修（初級） | 2 |
| 14 | 公文書管理研修Ⅰ（第１回） | 4 |
| 15 | 公文書管理研修Ⅱ（第１回） | 4 |
| 16 | 研究倫理教育ｅラーニング(eAPRIN) | 10 |
| 17 | 第１回情報セキュリティ教育研修 | 974 |
| 18 | 第２回情報セキュリティ教育研修 | 95 |
| 19 | 遺伝子組換え実験教育訓練 | 64 |
| 20 | 第１回研究領域横断セミナー | 113 |
| 21 | 第２回研究領域横断セミナー | 79 |
| 22 | 第３回研究領域横断セミナー | 92 |
| 23 | 公的研究費等に関するコンプライアンス教育研修 | 1,048 |
| 24 | 海外安全講習会 | 70 |
| 25 | 放射線業務従事者教育訓練 | 15 |
| 26 | 安全衛生に関する研修 | 847 |
| 27 | 管理監督者に対する職場のメンタルヘルスに関する研修 | 88 |
| 28 | 化学物質等の管理に関する教育 | 559 |

| | | |
|---|---|---|
| 29 | 知財セミナー | 50 |
| 30 | 第 43 回ダイバーシティ推進セミナー | 250 |
| 31 | 交通安全講話 | 47 |
| 32 | 第 44 回ダイバーシティ推進セミナー | 203 |
| 33 | 研究倫理研修会 | 675 |
| 34 | 公文書管理に関する研修 | 590 |
| 35 | 発注者綱紀保持に関する研修 | 478 |
| 36 | ハラスメント（コンプライアンス）研修 | 388 |
| 37 | 研究倫理研修・研究セキュリティ・インティグリティ研修 | 309 |
| 38 | 個人情報保護に関する研修 | 846 |
| 39 | 障害者差別解消に関する研修 | 729 |
| 40 | 利益相反マネジメントに関する説明会 | 749 |
| 41 | 秘密情報保護ガイドラインに関する説明会 | 137 |
| 42 | 英語研修 | 2 |
| 43 | 東北地区係長研修 | 1 |
| 44 | 図書館等職員著作権実務講習会 | 1 |
| 45 | 入札談合等関与行為防止等研修会（四国地区）オンライン研修 | 1 |
| | | 計 9,584 |

別表２　水源林造成業務における研修等受講者数　3,329 名

| No. | 研修名 | 受講者数（名） |
|---|---|---|
| 1 | 新規採用職員研修 | 16 |
| 2 | 新任管理職研修 | 3 |
| 3 | 評価者研修 | 3 |
| 4 | 評価者再研修 | 9 |
| 5 | 中堅職員研修 | 11 |
| 6 | コンプライアンス研修１（管理者） | 95 |
| 7 | コンプライアンス研修Ⅰ（一般） | 404 |
| 8 | コンプライアンス研修Ⅱ（全職員向け） | 489 |
| 9 | 情報セキュリティ研修 | 494 |
| 10 | 労働安全衛生管理研修 | 282 |
| 11 | 職場のメンタルヘルス基礎研修会 | 1 |
| 12 | メンタルヘルス研修 | 199 |
| 13 | 公文書管理研修Ⅰ | 18 |
| 14 | 公文書管理研修Ⅱ | 4 |
| 15 | 公文書管理に関する研修 | 485 |

| | | |
|---|---|---|
| 16 | 個人情報保護に関する研修 | 480 |
| 17 | 発注者綱紀保持に関する研修 | 40 |
| 18 | 給与実務研修会（諸手当関係） | 3 |
| 19 | 給与実務者研修（人事院勧告） | 5 |
| 20 | 勤務時間・休暇制度実務研修会 | 2 |
| 21 | 給与実務研修会（俸給決定及び支給関係） | 2 |
| 22 | 再任用・退職手当・年金制度実務研修会 | 1 |
| 23 | 給与実務実例研修会（諸手当関係） | 2 |
| 24 | 公共調達・公共工事と会計検査講習会 | 4 |
| 25 | 会計検査の指摘事例から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会 | 1 |
| 26 | 政府出資法人等内部監査業務講習 | 1 |
| 27 | 官公需確保地方推進協議会 | 1 |
| 28 | 消費税中央セミナー | 1 |
| 29 | 予算編成支援システム研修 | 2 |
| 30 | 林業成長産業化構想技術者育成研修 | 10 |
| 31 | 公共工事における積算マネジメントと土木工事積算必携講習会 | 1 |
| 32 | 鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修（ブロック別） | 1 |
| 33 | 入札談合等関与行為防止法研修 | 1 |
| 34 | ハラスメント研修 | 13 |
| 35 | 情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修 | 22 |
| 36 | JRRC 著作権セミナー | 50 |
| 37 | 過重労働解消のためのセミナー（テーマ別） | 49 |
| 38 | 産業保険総合支援センター開催セミナー（テーマ別） | 15 |
| 39 | 経営変革を加速する戦略的 AI 活用セミナー | 1 |
| 40 | 動画教材の作り方研修 | 9 |
| 41 | メンター制度導入研修 | 6 |
| 42 | メンター研修 | 13 |
| 43 | ハラスメント相談員研修 | 59 |
| 44 | 行政手続法・行政不服審査法の運用に関する研修（基礎） | 21 |
| | | 計 3,329 |

別表３　森林保険業務における研修等受講者数　603 名

| No. | 研　修　名 | 受講者数（名） |
|---|---|---|
| 1 | 新規採用者研修 | 2 |
| 2 | 保険知識の向上研修Ⅰ | 8 |
| 3 | 保険知識の向上研修Ⅱ | 39 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | メンタルヘルス対策研修 | 40 |
| 5 | コンプライアンス研修（５月、７～８月） | 39 |
| 6 | コンプライアンス研修（e ラーニング）（12 月） | 40 |
| 7 | ハラスメント研修（２月） | 39 |
| 8 | 現場業務等の安全に関する研修 | 7 |
| 9 | 労働安全衛生管理研修 | 39 |
| 10 | 交通安全講習、現場安全作業講習 | 39 |
| 11 | 救命講習 | 26 |
| 12 | 情報セキュリティ研修（e ラーニング） | 40 |
| 13 | 情報セキュリティ研修（インシデント訓練） | 40 |
| 14 | 個人情報保護研修 | 39 |
| 15 | 現場業務研修 | 2 |
| 16 | ダイバーシティ研修（第 43 回ダイバーシティ推進セミナー） | 38 |
| 17 | ダイバーシティ研修（第 45 回ダイバーシティ推進セミナー） | 39 |
| 18 | 評価者研修 | 3 |
| 19 | 職員倫理研修 | 39 |
| 20 | 発注者綱紀保持に関する研修 | 20 |
| 21 | 公文書管理研修 | 40 |
| 22 | 新規採用者向け森林・林業勉強会（全４回） | 24 |
| | | 計 603 |

別表４　研究開発業務における技能講習会等参加者数　112 名

| No. | 講習会等名 | 参加者数（名） |
|---|---|---|
| 1 | 保護具着用管理責任者教育 | 17 |
| 2 | 伐木等業務従事者特別教育 | 12 |
| 3 | フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 | 5 |
| 4 | 高所作業車特別教育（10m 未満） | 8 |
| 5 | 小型車両系建設機械特別教育（３t 未満） | 2 |
| 6 | 刈払機作業安全衛生教育 | 15 |
| 7 | 安全運転管理者講習 | 11 |
| 8 | 甲種防火管理者講習 | 3 |
| 9 | 危険物取扱者保安講習 | 10 |
| 10 | 高所作業車運転技能講習 | 2 |
| 11 | 床上操作式クレーン運転技能講習 | 1 |
| 12 | 知的財産管理技能検定３級 | 1 |
| 13 | 玉掛け技能講習 | 1 |

| | | |
|---|---|---|
| 14 | エネルギー管理員講習 | 1 |
| 15 | 木材加工用機械作業主任者技能講習 | 2 |
| 16 | 研削砥石取替業務特別教育 | 1 |
| 17 | 丸のこ等取扱い作業従事者安全教育 | 2 |
| 18 | 化学物質管理者講習 | 1 |
| 19 | 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 | 1 |
| 20 | フォークリフト運転技能講習 | 4 |
| 21 | 基本情報技術者試験 | 1 |
| 22 | 情報セキュリティマネジメント | 1 |
| 23 | 図書館等職員著作権実務講習 | 4 |
| 24 | 防火・防災管理新規講習 | 1 |
| 25 | 防災センター要員講習 | 1 |
| 26 | 高圧ガス保安講習会 | 2 |
| 27 | 屋外広告物講習会 | 2 |
| | | 計　112 |

別表５　水源林造成業務における外部研修会等参加者数　45 名

| No. | 研修会等名 | 参加者数（名） |
|---|---|---|
| 1 | 政府関係法人会計事務職員研修 | 3 |
| 2 | 森林計画（計画策定）研修 | 1 |
| 3 | 森林計画（情報処理） | 1 |
| 4 | 林道技術者育成（講義） | 1 |
| 5 | 森林整備研修 | 1 |
| 6 | 林道技術者育成（実習）１ | 1 |
| 7 | 保安林及び林地開発許可１研修 | 10 |
| 8 | 保安林及び林地開発許可２研修 | 4 |
| 9 | 森林保護管理（獣害）研修 | 5 |
| 10 | 森林作業システム研修 | 1 |
| 11 | 集材架線 | 1 |
| 12 | 森林作業道（作設指導）研修 | 1 |
| 13 | 森林作業道（調査設計）研修 | 6 |
| 14 | 木材産業・木材利用（基礎・木質バイオマス利用）研修 | 2 |
| 15 | 森林総合管理士育成（講義）研修 | 4 |
| 16 | 森林総合管理士育成（実習）１研修 | 2 |
| 17 | 森林総合管理士育成（実習）２研修 | 1 |
| | | 計 45 |

別表６　森林保険業務における外部研修会等参加者数　44 名

| No. | 講習会等名 | 参加者数（名） |
|---|---|---|
| 1 | 総合職新採用研修 | 2 |
| 2 | 公文書管理研修 | 4 |
| 3 | 給与実務研修会 | 2 |
| 4 | 損害保険入門講座 | 4 |
| 5 | 予算編成支援システム研修 | 2 |
| 6 | 情報システム統一研修 | 11 |
| 7 | 情報公開・個人情報・文書管理研修 | 4 |
| 8 | 官公庁向け著作権セミナー | 4 |
| 9 | 消費税中央セミナー | 2 |
| 10 | 防火・防災管理者講習 | 1 |
| 11 | インシデントハンドリング研修 | 2 |
| 12 | NISC 勉強会 | 5 |
| 13 | 令和６年度災害対応における地図情報活用研修 | 1 |
| | | 計 44 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－５ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>５　ダイバーシティの推進 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

２．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（※２） | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| 女性職員割合［%］ | － | 16.6 | 18.5 | 18.9 | 19.3 | 19.4 | | |
| 女性管理職割合［%］（※１） | － | 5.1 | 7.5 | 4.7 | 4.7 | 5.1 | | |
| **評価指標２に係るもの** | | | | | | | | |
| 育児休業利用者数（女性）［人］ | － | 5.0 | 8 | 9 | 4 | 6 | | |
| 育児休業利用者数（男性）［人］ | － | 3.4 | 7 | 8 | 13 | 11 | | |

※１　管理職は課長相当職以上を指す。
※２　前中長期目標期間各年度４月１日における割合・人数の平均値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。<br>また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進する。さらに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するため、イベント等を通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。 | テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供することにより、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。 |

主な評価軸（評価の視点）、指標等

| 評価の視点 | 評価指標 |
|---|---|
| ・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。 | １　ダイバーシティ推進の取組状況<br>２　勤務形態の状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | | |
|---|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 | |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等<br>６　ダイバーシティの推進** | ＜主要な業務実績＞ | 評定 | A |
| | | ＜評定と根拠＞<br>年度計画を着実に実施したことに加え、セミナー開催による職員の意識の啓発や、不妊治療に係る制度の改善など職場環境の整備が実を結び、「くるみん認定」された事業体のうち取得できている事業体は約２％と難易度が高く、公的研究機関では２件目となる「くるみんプラス認定」を取得できたこと、この難易度の高い認定を取得に至る過程で、職場環境が充実かつ役職員の不妊治療と次世代育成への理解度は格段に高まったことは特筆すべき成果である。<br>さらに、男性職員の育児休業の取得率や取得日数も着実に増加させ、令和６年度については | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 約８割が取得、平均日数については２か月を超える顕著な成果を得た。<br>これらの取組及び成果を総合的に勘案し、第４－５に係る自己評価は「A」とする。 |
| テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供する。<br>男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。 | **（評価指標）**<br>**1　ダイバーシティ推進の取組状況**<br>キャリア形成に関する悩みや心配事を相談する場であるキャリアカウンセリングについては、機構の全職員が参加できるよう、対面、ウェブ会議、電話による開催形態を整え、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務で合同開催した。合同開催により、対応能力の向上につながる情報や知見の共有を進めた。<br><br>ダイバーシティに関する役職員の理解を深めるため、令和６年度は以下のセミナーの開催及び男女共同参画週間の展示を通じて意識啓発を図った。<br>セミナー：<br>・「無意識の偏見に気づこう　～ジェンダー・セクシュアリティを中心に～」、「「不妊治療・育児と仕事の両立」に関する研修会」（研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務）<br>・「メンタルヘルス研修～メンタルヘルスとハラスメント～」（研究開発業務、水源林造成業務）<br>・「ストレスに向き合うセルフケア」（水源林造成業務、森林保険業務）<br>男女共同参画週間のイベント：<br>・「ワークライフバランスにかかるポスターの企画」展示<br>・一時預り保育室 見学会（研究開発業務）<br>・「居心地のよい職場づくりの願いを短冊に託す七夕飾り」開催（研究開発業務）<br><br>セミナーの開催や職場内のアンケート等に当たっては録画配信やウェブツール等も活用し、在宅勤務や出先機関の職員の参加を可能とするなど、ダイバーシティに関する情報交換の機会を幅広く提供した。<br><br>女性の職業生活における活躍を推進する必要性から、新たに民間企業出身の女性役員による女性職員との個別意見交換を行い、今後の取組に向けた課題把握等を行った。 | ダイバーシティ推進について、先の業務実績のとおり、当初計画に記載された取組を着実に実施した。<br><br>セミナーや展示等のイベントを通して、ダイバーシティ推進の取組に関する周知が進み、職員の意識を啓発した。<br>セミナーの開催等にウェブツールの活用を進め、多様な参加形態を実現した。<br>女性職員との意見交換より女性活躍推進に向けた取組のシーズを取得した。 |
| また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。 | ダイバーシティ推進関連のイベント等の機会を利用して外部機関との連携を進めた。このような取組を通じてダイバーシティ推進に資する先進の事例についての情報の提供及び収集を行い、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発した。<br>・幹事機関として参画しているダイバーシティ・サポート・オフィス（DSO：研究・教育機関21機関より構成されているダイバーシティ推進の取組に関して連携を行うコンソーシアム）の幹事会及び懇話会では、他機関の取組の情報を得るとともに、情報提供を行うことで、関連機関のダイバーシティの取組を前進させることができ、強い連携協力体制を保つことができた。<br>・令和６年９月まで当機構のダイバーシティ推進担当理事がDSO会長を務めるとともに、当機構が事務局担当となり、DSO懇話会や幹事会の企画運営、DSOニュースレターの作成及び発行等を行い、多角的に活動し、DSO参加各機関におけるダイバーシティ推進の取組を前進させた。<br>・他機関主催の女性研究者・技術者異業種交流会に関するセミナー及び組織を活性化させる新しい働き方に関するセミナーを受講し、参加報告をダイバーシティ推進室ウェブサイトに掲載・周知したことで、職員の意識啓発が進んだ。<br>（https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/ffpri/katsudou/2024/20240909tide.html）<br>（https://www.ffpri.affrc.go.jp/geneq/ffpri/katsudou/2024/20241111tsukubashi.html）<br><br>身体障害者や高齢者等が使用可能なバリアフリートイレやスロープの位置を玄関や機構のウェブサイトに掲示し、身体障害者等のアクセシビリティを確保した。 | 地域社会･関係機関と連携し、ダイバーシティ推進に関わるイベントを開催するなど、多角的な活動を行うことで、ダイバーシティを尊重しあう意識を啓発した。<br>令和６年度はダイバーシティ・サポート・オフィス（DSO）の幹事として、DSO加盟機関のダイバーシティ推進の取組を進めるため、DSO懇話会の話題提供及び積極的な発言等を行った。４月から９月は事務局を担当し、会議の運営やニュースレターの作成及び発行等、多角的な活動を行い DSO のダイバーシティ推進の取組を前進させた。<br>身体障害者等が必要とする施設の情報へのアクセシビリティの確保によって、職員や訪問者のダイバーシティを推進した。 |
| | **2　勤務形態の状況**<br>・不妊治療と仕事の両立を実現するために、関連する勤務制度などをイントラネット及び研修会にて周知した。 | 不妊治療と仕事の両立を実現するため、不妊 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・令和７年の有給休暇取得の促進を図るために、取得率70%以上の目標を定めて役職員に周知した。<br>・男性職員の育児休業の取得促進を図るために、育児休業の重要性についてセミナーを役職員に実施した。その結果、令和６年度の男性職員の育児休業の平均取得率は第５期中長期計画中で最も高い78.6%に達し、男性職員の育児休業の平均取得日数は初めて２ヶ月を超えた（64日）。<br>・採用やダイバーシティ推進室のウェブサイトで、ワークライフバランスに関係する制度や働き方、取組を紹介した。 | 治療を受診しやすい職場環境整備を推進した。<br>男性職員の育児休業取得促進に係るセミナーを実施し周知を行ったことにより、取得率と取得日数の両方が増加し、男性職員の育児参加の機会を増やした。<br>ワークライフバランスを実現するため、年次有給休暇を取得しやすい職場環境整備を推進した。 |
| | **３　計画にない業務実績**<br>・日本語を母語としない者に必要な情報が行き渡るよう居室と連絡先をリスト化し、情報ニーズの把握と必要な情報の特定に活用した。<br>・外国人職員への対応が必要な日本人一般職員向けに、日本人―外国人職員コミュニケーションの改善を目的に、翻訳ソフトウェア及び翻訳機を提供したことにより、一般職員の業務改善が大きく進んだ。ダイバーシティ推進に関わる会議資料やウェブサイト及び職場施設の利用方法などのライフワークバランスに関わる書類の英語化を進めたうえ、外国人職員対応窓口を設置し、日英翻訳及び担当科課と外国人職員間のやり取りを支援したことで、外国人職員の働きやすさを大きく改善させた。<br>・育児・介護のためのガイドブックについて、早出遅出勤務の取得条件等の掲載内容を改定し、周知した（研究開発業務）。<br>・両立支援ガイドブックについて、早出遅出勤務の取得条件等の掲載内容を改定し周知した（水源林造成業務）。<br>・令和３年度に行った「男女共同参画意識調査」では、ダイバーシティ推進を阻害している要因に「職場内のコミュニケーション不足」をあげる意見が多かったことから、職種や国籍等に関わらず職員間のコミュニケーションの場となる「つながりプロジェクト」集会を開催し、職種、性別、年齢、国籍を超えたコミュニケーションを促進させた。具体的には「FFPRI お下がりモッテッテ」を森林総研コミュニティ内のつながり＆サステナブル社会推進を目的として開催し、育児経験者と育児中の職員の情報交換や交流を促した。<br>・不妊治療と仕事の両立に関して、以下の取組を行うことで職員の理解・関心を深めるとともに、休暇を取得しやすい職場環境の整備を推進し職員の意識醸成に努めた。<br>・「不妊治療と仕事の両立」に関する講演会<br>・不妊治療と仕事の両立に関わる制度等の説明<br><br>・「くるみん」のプラス認定（「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業の認定制度）取得に向け、不妊治療と仕事の両立に関係するセミナーを昨年度に引き続き開催し、職員が不妊治療に係る通院等のため必要である場合は早出遅出勤務が可能となるよう制度を改善した結果、認定基準を達成したため、労働局に申請して認定された。 | 計画にない業務実績として、会議資料やウェブサイト、職場施設利用方法等の文書の英語化を進めた。外国人職員対応窓口を設置し、担当科課－外国人職員間のやり取りを支援した。これらの取組の結果、日本語を母語としない者の情報へのアクセシビリティが格段に高まり、働きやすさが大きく改善した（評価指標１）。<br>翻訳ソフトウェア及び翻訳機を適切に提供し、日本人―外国人職員コミュニケーションが改善され、一般職職員の業務改善が大きく進んだ（評価指標２）。<br>育児・介護のためのガイドブック及び両立支援ガイドブックを改定し休暇制度等を周知し、理解促進に努めた（評価指標１）。<br>つながりプロジェクトでは職種等を越えたコミュニケーションを活発化させた（評価指標１）。<br><br>「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業の認定制度である「くるみん」のプラス認定を公的研究機関では２件目に取得した（評価指標１）。<br><br>＜課題と対応＞<br>引き続き、ダイバーシティ推進に関する職員の意識向上に向けて取り組む必要がある。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | A |
|---|---|---|

＜評定に至った理由＞

年度計画の着実な実施により、指標となる全ての経年データにおいて基準値以上の実績が得られていることに加え、評価指標の一つである男性職員の育児休業利用者数については基準値の約３倍の実績が得られているほか、取得率約８割、平均取得日数２か月以上と計画を大きく上回る顕著な成果が達成されたこと、さらに、セミナー開催を通じた職員の意識啓発や、不妊治療に係る制度改善など職場環境の整備を推進するなど、育児・不妊治療と仕事の両立支援がより高い水準で取り組まれた結果として、公的研究機関では２件目となる「くるみんプラス認定」の取得に至ったことは顕著な成果であり、高く評価できる。以上のとおり、男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているかという評価の視点において、計画に基づく取組が着実に実施され、顕著な成果が認められることから「A」評定とする。

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－６ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>６　情報公開の推進 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

| 2．主要な経年データ | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | （参考情報） |
| 該当なし | | | | | | | | |

| 3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | |
|---|---|
| 中長期目標 | 中長期計画 |
| 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。<br>また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。 | 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。<br>森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。 |
| 主な評価軸（評価の視点）、指標等 | |
| 評価の視点 | 評価指標 |
| ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。<br>・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。 | 1　情報公開対応状況<br>2　情報公開における個人情報保護等の研修実施状況<br>3　民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| | ＜主要な業務実績＞ | 評定　B |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等**<br>**７　情報公開の推進** | | ＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから総合的に勘案し、第４－６に係る自己評価は「B」とする。 |
| 独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。 | **（評価指標）**<br>**1　情報公開対応状況**<br>情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載した。<br>令和６年度は、情報公開制度による開示請求は０件だった。<br>また、法令に基づく公開情報については、情報の更新に合わせて適時にウェブサイトに掲載した。 | 法令に基づく情報公開については、法人文書ファイル管理簿をウェブサイトに掲載し、当初計画に記載したとおり適切に実施した。 |
| また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。 | **2　情報公開における個人情報保護等の研修実施状況**<br>総務省が主催する情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修会に68名（研究34、整備22、保険12）、独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に46名（研究20、整備22、保険44）を参加させ、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整えた。そのほか関係諸会議に担当者を出席させた。 | 情報公開における個人情報保護等の研修については、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会等に参加し、当初計画に記載したとおり着実に実施した。 |
| 森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。 | **3　民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に不足がない情報公開となっていること。**<br>独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報を幅広くウェブサイトで公表した。法律等に基づくもの以外についても経営の透明性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率や森林保険審査の第三者委員会の概要についてウェブサイトで公表した。<br>（ソルベンシー・マージン比率：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/sorubenshi.html）<br>（森林保険審査の第三者委員会の概要：https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/g/koukaijouhou.html） | 森林保険業務に関する情報の公開については、当初計画に記載したとおり着実に実施した。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | ＜課題と対応＞<br>引き続き、適切に情報公開を推進する。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－７ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>７　情報セキュリティ対策の強化 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

２．主要な経年データ

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（※１） | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| 自己点検実施［回］ | － | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| インシデント対応訓練実施［回］ | － | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | |
| **評価指標３に係るもの** | | | | | | | | |
| 情報セキュリティ研修［回］ | － | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | |

※１　前中長期目標期間の最終年度値

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。 | 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力、組織的対応能力の強化に取り組み、情報セキュリティ対策を強化する。さらに、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルによる検討に基づき、情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。 |

主な評価軸（評価の視点）、指標等

| 評価の視点 | 評価指標 |
|---|---|
| ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。<br>・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。<br>・個人情報の保護を適切に行っているか。 | １　情報セキュリティ取組状況<br>２　不正アクセスへの対応状況<br>３　職員研修の実施状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等<br>８　情報セキュリティ対策の強化** | ＜主要な業務実績＞ | 評定：B<br>＜評定と根拠＞<br>情報セキュリティ・ポリシーの改定作業を実施するとともに、特に水源林造成業務及び森林保険業務において最新のセキュリティ対策を備えた情報システムへの更改等を行い情報セキュリティの強化を図れたこと、不正アクセスの対応や職員研修についても計画に沿って適切に実施したことから、第４－７に係る自己評価は「B」とする。 |
| 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化 | **（評価指標）**<br>**１　情報セキュリティ取組状況**<br>当機構の情報セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策推進計画等に基づき、各業務や各情報システムの特性に応じて、以下の取組や対策を実施した。 | 機構の情報セキュリティ・ポリシーについて、政府統一基準群の改定（R５年度版）に合わせた改正を行った。 |

| | | |
|---|---|---|
| 等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。<br>情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じつつ、情報通信技術の高度化対応、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力と組織的対応能力の強化に取り組む。 | ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）の改定（R５年度版）を受け、当機構の情報セキュリティ・ポリシーの改定を行った。<br>・機構内における各種情報システムの更新・改修の計画検討時には、担当部署から情報セキュリティの観点で助言を行った。<br>・研究開発業務においては、機器の老朽化に伴う基幹ネットワークスイッチの更新に合わせ、ネットワーク接続における認証方式を IEEE802.1X に準拠したよりセキュリティの高い方式に転換した。<br>・水源林造成業務及び森林保険業務においては、情報システム基盤の更改に当たり、政府統一基準等を踏まえてサイバー攻撃対策を強化するため、疑わしいプログラムを安全に検証する仕組み（サンドボックス）や、クラウドへの通信を可視化して無許可の通信を制御する機能（CASB）等のゼロトラスト型セキュリティを新たに導入した。また、テレワーク時の安全な接続環境（リモートアクセス）や端末のディスク暗号化を実現させるとともに、バックアップ環境の整備によるランサムウェア対策を講じた。 | また、研究開発業務において、基幹ネットワークの認証強化を図った。水源林造成業務及び森林保険業務では、情報システム基盤の更改において、政府統一基準を踏まえたクラウド化の実現、ゼロトラスト型セキュリティの導入、テレワーク時の安全性の向上、ランサムウェア対策等を講じたことにより、情報システムの防衛力を総合的に強化した。 |
| 情報セキュリティ対策の実施状況を把握しつつ、PDCA サイクルによる検討と改善、個人情報の保護を推進する。 | ・情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。<br><br>このほか、情報セキュリティ担当職員を内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催の実践型 CSIRT 訓練に参加させ、資質の向上及び対応力の強化を図るとともに、その結果を機構内で共有することによりインシデント対応手順の意識共有を図った。 | |
| | **2　不正アクセスへの対応状況**<br>各情報端末のセキュリティ確保や不正アクセス対策に対応するため、以下の取組を実施した。<br>・研究開発業務においては、職員からの不審メール報告を受け付け、適切な対処の指示と所内への注意喚起を継続的に行った。<br>・水源林造成業務及び森林保険業務においては、情報システム基盤の更改に当たり、政府統一基準等を踏まえたサイバー攻撃への対策強化を目的として、職員端末への多要素認証（顔認証及びデジタル証明書）を導入した。また、利用者の権限を一元的に管理する仕組みの整備等により、不正アクセスのリスク軽減を図った。 | 不正アクセスへの対応状況については、研究開発業務において不審メールに係る取組を継続した。水源林造成業務及び森林保険業務においては、情報システム基盤の更改において、政府統一基準を踏まえ、職員端末への多要素認証の導入など不正アクセスのリスク軽減を図った。 |
| | **3　職員研修の実施状況**<br>サイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、役職員等を対象とした情報セキュリティに係る教育研修及び対策に関する自己点検、インシデント対応訓練を実施した。<br>研修受講状況や訓練への参加状況の把握、役職員等の理解度の確認・点検、知識習得補助等については、e ラーニングシステムを活用して効率的に実施した。<br>また、グループウェアを活用した職員へのメール誤送信対策に係る周知に加え、研究開発業務における偽セキュリティ警告体験サイトの情報共有、水源林造成業務における情報セキュリティ研修や標的型メール攻撃対応訓練の実施、情報セキュリティに関する理解度テストの導入、森林保険業務における職員を対象とした標的型メール攻撃対応訓練や、情報セキュリティに係る教育研修・インシデント対応訓練・自己点検の実施等により、職員の意識向上を促進した。<br><br>情報セキュリティ教育研修と対策の自己点検<br>・研究開発業務：教育研修を６月と 11 月に実施。自己点検を 11 月に実施。<br>・水源林造成業務：８月に教育研修と自己点検とを併せて実施。<br>・森林保険業務：教育研修を９～10 月に実施。自己点検を 12 月に実施。<br><br>情報セキュリティインシデント対応訓練<br>・研究開発業務：事業所ごとに役職員等を対象とした訓練を 10 月～２月に実施。<br>・水源林造成業務：CSIRT 職員を対象に 11 月に実施。<br>・森林保険業務：全職員を対象に 11 月に実施。<br>・水源林造成業務及び森林保険業務：全職員に対し標的型メール攻撃対応訓練を実施。 | サイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化を図るため、役職員等に対する情報セキュリティに係る教育研修等を実施した。また、最近の動向を踏まえた情報共有及び注意喚起により、個人情報の管理・保護等に関する職員の意識向上を促進した。 |

| | | |
|---|---|---|
| | このほか、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の CSIRT 職員を、内閣サイバーセキュリティセンター、国立研究開発法人情報通信研究機構が主催したウェブ形式の研修に参加させた。<br><br>**4　計画にない業務実績**<br>研究開発業務において、令和８年２月の農林水産研究情報総合センターによるメールシステム提供終了を前に、情報セキュリティ対策を徹底した新たなメールシステムの構築を開始した。 | 計画にない業務実績として、セキュリティ対策を徹底した新しいメールシステムの構築を開始した。<br><br>＜課題と対応＞<br>情報セキュリティ確保については、政府統一基準群の動向も踏まえた情報セキュリティ・ポリシー及び各種関係規程の改定等、引き続き適時適切な見直しに取り組む。<br>また、個々の対策については、その効果や実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえて、情報セキュリティ対策内容の改善に引き続き努める。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |

| 1．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 第４－８ | 第４　その他業務運営に関する重要事項<br>８　環境対策・安全管理の推進 | | |
| 当該項目の重要度、困難度 | | 関連する政策評価・行政事業レビュー | 政策評価書：事前分析表農林水産省６－⑪、⑲<br>行政事業レビューシート予算事業ID：003329、003347、003351 |

2．主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標（平成25年度比） | 基準値（※1） | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | （参考情報）当年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **評価指標１に係るもの** | | | | | | | | |
| $CO_2$排出量［t-$CO_2$］ | 8,643 | 11,524 | 9,345 | 8,388 | 8,004 | 7,667 | | |
| 調整済み排出量［t-$CO_2$］ | 8,415 | 11,220 | 9,400 | 8,391 | 7,885 | 7,667 | | |
| 削減率［%］ | 25 | － | 18.9 | 27.2 | 30.5 | 33.5 | | |
| 総エネルギー使用量［GJ］ | 204,553 | 229,835 | 191,900 | 178,054 | 152,488 | 149,025 | | |
| 削減率［%］ | 11 | － | 16.5 | 22.5 | 33.7 | 35.2 | | |
| 上水使用量［㎥］ | 114,083 | 128,183 | 69,467 | 61,899 | 64,709 | 71,488 | | |
| 削減率［%］ | 11 | － | 45.8 | 51.7 | 49.5 | 44.2 | | |
| **評価指標２に係るもの** | | | | | | | | |
| 労働災害発生件数「件」 | － | － | 28 | 29 | 14 | 33 | | |

※1　政府の方針に従い平成25年度の数値を基準値とする。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中長期目標 | 中長期計画 |
|---|---|
| 森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。<br>水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。 | 森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境目標及び実施計画を作成し、環境負荷の低減に取り組むとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行う。<br>教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。<br>水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。 |

主な評価軸（評価の視点）、指標等

| 評価の視点 | 評価指標 |
|---|---|
| ・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理しているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。<br>・環境目標及び実施計画を作成し、取組が行われているか。<br>・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。<br>・水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。 | 1　環境負荷低減のための取組状況<br>2　事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況<br>3　事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況 |

| 年度計画 | 法人の業務実績等・自己評価 | |
|---|---|---|
| | 業務実績 | 自己評価 |
| **第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等**<br>**９　環境対策・安全管理の推進**<br>森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境負荷の低減に取り組む。 | ＜主要な業務実績＞<br><br>**（評価指標）**<br>**１　環境負荷低減のための取組状況**<br>環境対策については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（S54年6月22日法律第49号）」「森 | 評定　B<br>＜評定と根拠＞<br>以下のように、年度計画を着実に実施したことから、第４－８に係る自己評価は「B」とする。<br><br>森林研究・整備機構環境配慮基本方針、環境目標 |

| | | |
|---|---|---|
| | 林研究・整備機構環境配慮基本方針」「森林研究・整備機構環境目標及び実施計画」等に基づき、省エネルギー対策を推進した。 | 及び実施計画に沿って環境負荷の低減に取り組み、省エネルギー対策を推進した。 |
| | 省エネルギー・省資源・廃棄物対策の推進のため、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等において、電気使用量については各日、それ以外については定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。その結果 $CO_2$ 排出量は、環境目標及び実施計画による平成 25 年度比で 25%の削減目標に対して、実排出量は 33.5%の削減、総エネルギー使用量は平成 25 年度比で 11%の削減目標に対して 35.2%の削減、上水使用量についても平成 25 年度比で 11%の削減目標に対して 44.2%の削減となり、目標を超える結果となった。<br>総エネルギー使用量削減のため、電気使用量及びガス使用量の削減対策として、前年度からの取組を継続して行った。<br>具体的には、ボイラー設定温度の見直し、発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、電気使用量（料）や卸電力取引用電力価格グラフをイントラネットを利用して見える化し、職員への省エネ対策及び電気使用時間分散化の意識付けを行うなど各種の取組を行った。<br>また、別棟群の一部の空調設備や温水・給湯設備については個別熱源方式へ改修することで熱エネルギーロス削減の取組に着手したほか、排風機等の大電力使用設備についてはインバーター装置を設置することにより周波数制御を行うことで必要最小限の電力使用に抑える取組を行った。 | 省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発と削減努力の結果、$CO_2$ 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量のいずれも削減目標を達成した。 |
| | 物品調達に当たっては、グリーン購入法適合商品など環境物品の積極的な調達を行った。 | 環境物品の積極的な調達により環境負荷軽減に貢献した。 |
| | 森林総合研究所をはじめ出先機関の事業用車の稼働状況を調査し、稼働率の低い車両を廃止するとともに、ハイブリッド車へ更新した。 | また、稼働率の低い事業用車を廃止するとともに、ハイブリッド車へ更新することにより、温室効果ガス排出の削減に貢献した。 |
| 化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を随時行うとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。 | 研究開発業務における化学物質の管理については、化学物質管理システムによる一元管理を行った。また、法令等の改正に対応して規程の改正を行い、新たに化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任を行なった。これらについては、教育訓練などによって役職員に周知し、化学物質の適切な管理を推進した。<br>生物材料等の管理については、遺伝子組換え生物等や動物を扱う実験を行う場合は、外部委員を含む遺伝子組換え実験安全委員会、動物実験委員会において審議を経て、承認を得なければならないという原則を堅持し、実験に携わる職員全員に教育訓練を受講させるなど適正な管理に努めた。 | 化学物質管理システムによる一元的な管理や手引の改正等及び教育訓練を行うことにより、化学物質の適正な管理を推進した。 |
| これらの取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成し公表する。 | 令和５年度の環境対策について、「環境報告書 2024」を取りまとめてウェブサイトへ公表した（https://www.ffpri.affrc.go.jp/kankyou/environmental_report_2024/2024.html）。 | 環境報告書 2024 を取りまとめて公表したことにより、環境配慮等に関する国民の理解を深めることに貢献した。 |
| 安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。 | **２　事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況**<br>**労働安全衛生の確保**<br>前年度に引き続き、事業用車の運転時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底した。また、警察署から講師を招いて交通安全講習を実施した。これらにより酒気帯び運転及び交通事故の防止を図った。 | 事業用車の運転時における酒気帯びの有無の確認や、交通安全講習の実施を通じ、事故の未然防止を徹底した。 |
| | 各業務ともに、令和６年度安全衛生管理計画に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員の安全及び衛生に関する事項について検討し、対応策を講ずるなど、計画に基づき実行した。<br>蜂災害対策として、新規採用者等に蜂アレルギー検査を実施し、必要な職員に自己注射器の処方を受けさせた。<br>災害発生等緊急時における職員等の安否確認を迅速かつ確実に把握するため、安否確認システムによる訓練 | 令和６年度安全衛生管理計画等に基づき、安全衛生委員会を毎月開催し、職員の安全及び衛生に関する事項について検討するとともに、対応策を講じたほか様々な取組を行うことにより、安全衛生を確保した。 |

を実施した。

【研究開発業務】
７月の安全週間には、各職場における職場点検を実施し、安全衛生委員会委員による職場巡視を行い問題箇所があれば指摘し、是正を促した。なお、指摘事項は会議で報告を行い職員に周知した。また、外部講師による労働災害防止の講演会を開催し、ｅラーニングにて理解度テストを行った。
過去の労働災害発生原因や予防策等を明確にすることによって労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し、所内向けのイントラネットに常時掲載することで職員へ注意喚起を図った。
労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、危険性の高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用して情報提供した。
マダニの発生が増える５月に予防方法等の周知を行うなど、過去の労働災害発生状況や傾向をもとに集中的に減災意識を高めるための注意喚起を行った。
事業用車の日々の運行前後の点検に加え、毎月１回全研究領域参加による「月次点検・洗車デー」を設定し、運転業務における安全意識の高揚を図った。
一般入構客の多い出先機関の研究フィールドについては、職員による巡視点検を強化するとともに、老齢木・枯損木等、特に危険なエリアを特定して伐採等を行い、職員のみならず、一般入構客や敷地周辺関係者への危険を未然に回避した。

狩猟期間における入林中の事故を防止するため、「入林作業中発砲注意」等の標示物を林道の入口や作業箇所付近に掲示するとともに、オレンジや黄色の目立つ色の服装やヘルメットを着用するよう職員に周知した。
また、イノシシの目撃や敷地内の掘り起こし等が見られる林木育種センターでは、職員が「わな猟」の狩猟免許を取得するとともに、地元自治体の協力のもと捕獲用の「箱わな・くくりわな」を設置した。

【水源林造成業務等】
年２回（６月、11 月）各整備局を加えた拡大安全衛生委員会を開催し、今年度発生した労働災害の発生状況を整理し再発防止策について意見交換を行い、労働安全に係る情報の共有を図った。
現場業務においては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。
有害生物等（ハチ、マダニ、ヒル、クマ）への対策として忌避剤、応急器具等を現場事務所に配付した。
労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を１冊に編さんした「労働安全対策の実務必携」を各事務所に備え付け、職員の安全への意識を高めた。
出張時の連絡体制を確保するとともに、災害時等における現場での通信手段として有効である衛星携帯電話を３月に導入した。

【森林保険業務】
「森林保険センター現場業務等の出張時の安全対策要領」に基づく「出張時の連絡体制の確保」、「現場作業の留意事項」及び「安全作業チェックリスト」の活用や、イントラネットを通じた労働災害事例の共有により安全管理の徹底に努め、職員の安全意識の向上及び安全活動の活性化を図った。
また、出張時を中心とした安全対策と労働災害防止のため、高速道路事業者の講師による交通安全研修や、職員による現場安全講習における「安全作業チェックリスト」等の確認及び安全に関する意見交換、事故発生時の初動対応を身に着けるための救命講習、現場経験の少ない職員を対象とした現場業務の安全に関する実地研修の実施を通じて、より一層の安全意識向上を図った。

**健康の確保**
【研究開発業務】
メンタルヘルス対策として、カウンセリングルームを毎月１回（奇数月においては２回）開設し、電話やウェブシステムを使用したカウンセリングも行うなど相談しやすい体制を整えるとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医による健康相談を随時開催した。

産業医による健康相談、外部講師によるメンタルヘルス研修を行うなど職員のメンタルヘルス対策に取り組むことにより、知識向上を図るとともに、

| | | |
|---|---|---|
| | 職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」に基づき、10 月の労働衛生週間時に外部講師によるメンタルヘルス講演会を開催し、e ラーニングにて理解度テストを行った。<br>ストレスチェックを９月に実施し（回答率 96.1%、前年度は 95.3%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。<br><br>【水源林造成業務等】<br>職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対し適切に対処するため、産業医による健康相談室を毎月１回開設した。<br>職員を外部講師（中央労働災害防止協会及び各地の産業保健総合支援センター）によるメンタルヘルス研修（12 月）に参加させ、メンタルヘルス対策について知識の向上を図るとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。<br>ストレスチェックを 10 月に実施し（回答率 95.2%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。<br><br>【森林保険業務】<br>職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に適切に対処するため、健康相談室を毎月１回開設した。<br>水源林造成業務等主催の外部講師によるメンタルヘルス研修（12 月）に参加させ、メンタルヘルス対策について知識の向上を図った。<br>ストレスチェックを９月に実施し（回答率 100%）、メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。<br>「全国安全週間」及び「全国労働衛生週間」の期間中のポスター掲示や４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）活動チェックシートによる自己点検等を通じて、労働安全衛生の意識向上を図った。 | ストレスチェックの回答率についても上昇させた。 |
| 水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。 | **３　事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況**<br>水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生の確保に当たり、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を行うとともに、安全パトロールを実施した。<br>労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、すべての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等を確認・指導した（休業４日以上の労働災害の発生状況：22 件）。 | 事業者等への技術指導の一環として、労働安全衛生に関する指導を実施したことにより、水源林造成業務における事業者等の労働安全衛生を確保した。<br><br>＜課題と対応＞<br>環境対策については引き続き、環境配慮基本方針、環境目標及び実施計画に基づき取り組む必要がある。<br>労働安全衛生の推進については、引き続き安全衛生管理計画に基づき労働災害の発生防止に努める。 |

| 主務大臣による評価 | 評定 | B |
|---|---|---|
| ＜評定に至った理由＞<br>自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることが確認できた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし。 |